

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第3号）

平成30年9月12日（水）午前9時開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項

（1）環境水道課

環境係 ／ 上下水道係

- ・決算説明
- ・質 疑

（2）戸籍税務課

住民税係 ／ 資産税係 ／ 収税係 ／ 戸籍年金係

- ・決算説明
- ・質 疑

（3）会 計 課

会計係

- ・決算説明
- ・質 疑

（4）健康介護課

介護高齢係 ／ 保険医療係 ／ 健康推進係

- ・決算説明
- ・質 疑

○出席委員（12名）

小 森 谷 幸 雄	委員長	市 川 初 江	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	亀 井 伝 吉	委員
島 田 麻 紀	委員	荒 井 英 世	委員
今 村 好 市	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

山	口	秀	雄	環境水道課長
飯	塚	哲	也	環境係長
岩	崎	洋	典	上下水道係長
峯	崎		浩	戸籍税務課長
川	部	昌	弘	住民税係長
青	木	小百合		資産税係長
長	谷見	晶	広	収税係長
宇	治川	信	子	戸籍年金係長
多	田		孝	会計管理者兼 会計課長
小	野寺	雅	明	健康介護課長
小	野寺	昌	幸	介護高齢係長
小	野田	裕	之	保険医療係長
山	岸	章	子	健康推進係長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局長
川	野辺	晴	男	庶務議事係長

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 皆さん、おはようございます。

定刻前ではございますが、出席者の皆様、全員おそろいとなりましたので、ただいまから予算決算常任委員会によります決算審査、本日3日目となりますが、これから開会をさせていただきます。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 まず初めに、小森谷委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 皆さん、おはようございます。先ほど局長のほうからご案内がありましたように、今日3日目ということで、各委員さんには大変お疲れかと思っておりますけれども、ぜひ活発なご意見をいただきたいと思っております。また、担当課の皆様にはいろいろご説明をいただきますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございますが、これから決算審査を始めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○小林桂樹事務局長 ありがとうございます。

それでは、3番、審査事項となりますが、ここからは小森谷委員長の進行にてお願いいたします。

○認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○小森谷幸雄委員長 それでは、早速でございますが、環境水道課の決算審査を行います。

担当課よりご説明をお願いいたします。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 おはようございます。それでは、環境水道課の決算審査のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

基本的に私のほうは歳入を主に説明させていただきまして、歳出は係長にということで、ご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 よろしくお願いします。

○山口秀雄環境水道課長 それでは、環境水道課につきましては、環境係と上下水道係の2つの係があるということですので、環境係につきましては、主な業務は河川等の水質検査委託、それから地球温暖化対策、太陽光システムの補助、それらの環境保全関係、それから狂犬病の予防等の環境衛生、そしてごみステーション、一般廃棄物関係の、そういう処理する、それから広域ごみ処理の関係の清掃、じんかい関係、それとし尿処理の事業費負担というものが主なものでございます。

歳入の関係です。決算書の22、23ページをお開きいただきます。13款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料ということで、ちょうど中ごろ、真ん中ぐらいにあるのですが、収入済額が59万8,890円とい

うことでございます。内訳としましては、備考のほうにあります、1 節畜犬登録注射手数料、これは新規登録料、それから狂犬病の予防注射手数料等でございますが、58万8,390円、これは前年並みでございます。それとその後、一般家庭から出される大型ごみの収集運搬手数料、これが1万500円、こちらもほぼ前年並みというような状況でございます。

なお、平成28年度までは、ここに指定袋の売払手数料だとか、事業系ごみの処理手数料というのがありましたので、こちら歳入としましては、大幅に減りまして、対前年比でいいますと、わずか3%というような数字でございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。こちら中ごろから下ということですが、15款県支出金、3 項県委託金、1 目総務費県委託金、その2 節環境保全費委託金ということで、収入済額が7万9,608円ということでございます。こちらは県のほうから環境保全地域、行人沼とそれから雷電神社、2カ所になりますが、そちら環境保全地域として指定されております。そこに清掃に係る作業用消耗品相当ということで、委託金ということで出されております。単純に2で割って3万9,804円の2団体という形でございます。

続きまして、42、43ページをお願いいたします。20款諸収入、5 項雑入、3 目雑入、こちら備考欄、一番右の欄の真ん中よりちょっと下をごらんになっていただきたいと思います。許可書代及び従業員証代ということで13万6,000円ということでございます。こちらは今までも許可書代、それから従業員証代ということで、許可に伴いまして、代金をいただいておりますけれども、平成29年度より広域の関係で、館林、明和、板倉地区、許可手数料が統一ということで、金額が高くなりました。それに伴いまして、許可数というのは、ほとんど例年変わらないのですけれども、金額的には増加しているということで、約4倍ぐらいの金額になっております。

それから、その下でございます。資源ごみ売上代ということで、389万8,058円ということでございますが、こちらはステーションとか、資源化センターに持ち込みの資源物の有価物の販売代金ということでございます。量的には、やはり平成28年よりは減っております、一部受け入れをしておりましたので、約355トンという形で、平成28年に比べて70%ぐらいの、量的にも金額的にもというようなものでございます。ちなみに昨年までは固形燃料の売上代というのが入っておりましたが、その分がなくなったというようなことでございます。

環境係の歳入につきましては、主なものは以上ということでありますので、歳出につきまして、飯塚係長よりご説明を差し上げます。

○小森谷幸雄委員長 続きまして、環境係、飯塚係長、お願いいたします。

○飯塚哲也環境係長 環境水道課、環境係の飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど課長よりご説明申し上げましたので、私からは歳出につきまして、主立った事業を中心にご説明申し上げます。

環境係の業務につきましては、特にごみ処理関係について、前年度と比して大きく決算額に変動がございますので、その都度参考に前年度比など申し上げながら説明を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算書66、67ページを見開きをお願いいたします。また、参考に一般会計における主要施策の成果、こちらは57ページとなります。決算書右側、一番下の二重丸、2 款 1 項14目環境保全費でございます。

一番下、河川・湖沼水質検査事業でございますが、決算額が30万9,180円、こちらは前年度から24万4,656円の増額となります。まず、11節需用費ですが、水質測定器、pH計、DO計というのですが、こちらの消耗品である電極交換用の費用の支出がございました。こちらは部品寿命により交換対応したものでございまして、この支出分が前年度比を上回る要因となります。

次に、ページがかわりまして、68、69ページをごらんください。13節の水質検査委託料でございますが、こちらは河川水質調査、湖沼水質調査、工場排水水質調査、3種の検査業務委託料となります。主要事業の概要では、河川調査の中に湖沼調査の数値も含まれております。河川調査につきましては、板倉川で2カ所、伊奈良橋と昭和橋、谷田川で2カ所、藤ノ木橋と斗合田橋、計4カ所で4回の調査を実施しております。湖沼水質調査につきましては、ふれあい公園、いずみの公園、行人沼、天神沼、大箇野川用水路、計5カ所で、夏の増水期と冬の渇水期の2回実施いたしました。工場排水の水質調査につきましては、水質汚濁防止法に係る特定施設を有する事業所31社から、特に排出量の多い5つの事業所を抽出いたしまして、検査を行いました。具体的に申し上げますと、第一石鹼、長谷川香料、富士食品、末広電器、イートアンドの5カ所において年1回の調査を実施いたしました。

なお、いずれの箇所も、これらの検査において異常値は認められませんでした。

続きまして、決算書は下段のほうです。一番下の二重丸、主要事業の概要では中段に記載がございます。2款1項15目ふるさとづくり費、住宅用太陽光発電システム設置補助事業、決算額は217万4,000円でございます。こちらは平成22年度より実施しております、住宅用の太陽光発電システム設置に対する補助金でございまして、平成29年度における補助件数は23件、実績といたしましては、前年比と同件数ですね、23件と同じです。額も若干増ではありますが、ほぼ同額となります。

続きまして、決算書は104ページ、105ページに移動をお願いします。決算書105ページの一番下のほうになりますが、4款1項3目環境衛生費、犬の登録・狂犬病予防注射実施事業、決算額は32万4,316円でございます。前年度比は103%で、ほぼ同額になります。犬は1,209頭の登録と791頭の予防接種を実施いたしました。うち新規登録は51頭、このほか野犬捕獲は5頭でございました。

続きまして、決算書108、109ページをお願いします。最上段1つ目の二重丸の事業です。4款2項1目清掃総務費、ごみステーションの管理と集団回収事業、決算額は358万3,699円でございます。前年度比は32%となりまして、756万9,346円の減額となります。減額の大きな要因といたしましては、11節需用費にございまして、特に前年度の平成28年度が、ごみ広域処理事業の開始、切りかえですね、それに伴う準備、具体的にはごみステーションで資源ごみを収集するためのコンテナ購入や住民の方へ周知用の印刷製本費等が大幅に執行されたためです。平成29年度については、それらの経費支出がございませんでしたので、実質その分が減額ということでございます。

続きまして、決算書中段の位置、主要事業の概要は58ページの一番上になります。4款2項2目塵芥処理費、資源化センター管理運営事業、決算額は313万9,121円でございます。前年度比は7%、大幅減額です。4,127万8,566円の減額となります。前年度から大幅に減額しておりますが、要因はご承知のとおり資源化センターのごみ処理操業の停止によるものでございます。具体的には、操業委託料とあわせて燃料一式、おが粉購入や活性炭など操業に付随する維持管理費の全般が需用費から除かれております。そのため、平成29年度、11節需用費などは主に公用車の維持管理費が中心となります。委託料につきましては、施設の維持管理

に必要な清掃管理、セキュリティシステム委託料、そして貯水槽、浄化槽、消防設備、電気設備など資源化センターの施設及び附帯設備に係る各種法定点検などが、これに該当いたします。

続きまして、決算書は一番下の二重丸、４款２項２目資源ごみ処理委託事業、決算額は1,315万4,481円、前年度比77%、391万943円の減額、資源ごみの処理委託料につきましては、雑草処理、廃乾電池の処分委託、一般家庭の排出の危険物、瓶、缶類の再生利用処理のための委託費でございます。減額の要因といたしますと、前年度、剪定枝、それから雑草などにつきまして、特に資源化センターの駆け込み的な持ち込み量が多かったことが挙げられます。前年度が多かったということでございます。13節委託料内訳ですが、剪定枝・竹等処理委託料とありますが、実際は、これは雑草です。雑草を約1.7トン処理いたしております。

次に、一般家庭排出危険物処理委託料でございますが、主要事業の概要にも記載があるとおり、約67.9トンの処理をいたしております。こちらは前年比53.5%で318万8,700円の減額となります。

次に、廃乾電池・廃バッテリー運搬及び処分委託料でございますが、実績といたしましては、約6.6トンの廃乾電池を処理いたしております。

特定分別基準適合物再商品化業務委託料でございますが、こちらは約104.5トン进行处理しています。

続きまして、びん、かん類資源化再生利用処理委託料でございますが、約170.4トンの再生利用処理を委託しております。これは瓶、缶を合わせてでございます。瓶類が119.9トン、１キロ当たり24円の処理料、缶は50.5トン、１キロ当たり25円の処理料として支出をしております。

続きまして、決算書は110、111ページをお願いいたします。決算書一番上の二重丸、粗大ごみ処理事業でございます。決算額は20万9,068円、今年度における支出は、主に不法投棄の処分に充てておりまして、主要事業の概要の中にある数字は有価としての資源ごみの売り上げとなりますので、決算額としては収入のほうにカウントしてございます。

次に、決算書の上から２番目、一般廃棄物収集運搬事業でございます。決算書額は4,385万8,800円、前年度比は157%、1,591万3,880円の増額となります。こちらは各一般家庭からごみステーションへ排出される可燃ごみ、瓶、缶、危険物、合わせて平成29年度からごみステーションに排出されるようになった資源ごみの収集運搬に係る業務委託となります。前年度比較の増額分は、新たに追加された資源ごみの収集分の経費となります。

続きまして、３番目の二重丸、最終処分処理事業でございます。決算額436万7,598円でございます。前年度比は34%です。前年度から大幅に減額となっておりますのは、これもご承知のとおり資源化センターの操業停止に伴うものでございまして、操業時の処理、具体的にはR D Fの残渣処理、生ごみの汚泥処理、処理困難物の処理等が除かれたためでございます。現在の処理といたしましては、13節なのですが、一般廃棄物残渣処分、委託料としまして、瓶、缶、残渣、混合廃棄物、危険物ですね、約49.6トン进行处理いたしております。また、次の公共施設可燃ごみ処理委託料といたしましては、こちらは環境系の職員が直営で収集して組合に持ち込んで処理いたしております。

次に、上から４番目の二重丸、ごみ広域処理事業でございます。決算額は8,073万9,000円、ごみ広域処理事業に係る館林衛生施設組合への負担金支出でございます。

続きまして、４款２項３目し尿処理及び浄化槽汚泥広域処理事業、決算書は中ほどにあります。次の二重丸です。決算額は3,765万1,000円、こちらも館林衛生施設組合への負担金支出でございます。

以上、駆け足で、大まかな概要説明ではございますが、環境系の決算説明とさせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 それでは、続きまして、上下水道系の関係でございます。

上下水道係につきましては、一般会計の衛生の関係として合併処理浄化槽の関係、その設置費補助業務、それから板倉ニュータウンを区域とした公共下水道の業務全般ということでございます。

また、群馬東部水道企業団、平成28年度から移管になりましたが、そちらの関係の問い合わせ案内というものも承っております。

まず、一般会計分として決算書、前に戻っていただきたいと思います。決算書の26、27ページをお願いいたします。14款2項3目2節環境衛生費補助金ということでございます。こちらにつきましては、収入済額が392万8,000円、こちら国からの浄化槽設置整備事業費の交付金ということでありまして、新規が20件、転換15件、合計35件に対するものということでございます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。中ごろになります。15款2項3目2節環境衛生費補助金、こちらにつきましては県の関係でございますが、収入済額が256万円、こちらと同じく浄化槽の設置整備に係る県の補助金ということで、転換15件に対するものということになっております。

一応一般会計は以上でございます。特別会計の歳入についても、ちょこっと触れさせていただきます。決算書の一番最後のほうの緑色の紙があると思いますが、そこから下水道事業特別会計ということになります。そちらの大見出し、2ページ、3ページをお願いいたします。下水道事業の歳入ということでございます。歳入合計欄、支出済額が、一番下になりますが、1億9,510万1,202円ということでございます。表記されておりませんが、対前年比では421万3,069円の増加ということで、約102%ということです。

収入の主なものにつきましては、1款使用料及び手数料、こちらが前年度より273万円ほど増加しております。5,598万6,608円、これは全収入の約29%に相当するということです。

次に、下におりまして、4款他会計繰入金ということで、1億2,331万1,000円ということで、こちらも120万円ほど増加ということであります。全収入の割合といたしましては63%に当たります。

また、最後に5款繰越金であります。1,560万4,144円ということで、こちらが8%、これがほぼ全体ということになります。

歳出については、一般会計、それから特別会計あわせまして、岩崎係長よりご説明を差し上げます。

○小森谷幸雄委員長 上下水道係、岩崎係長、お願いします。

○岩崎洋典上下水道係長 お世話になります。上下水道系の岩崎です。

続きまして、歳出の概要を説明させていただきますので、よろしくお願いします。まず、一般会計のほうからですが、決算書104ページをお開きください。第4款1項3目環境衛生費になります。105ページ、備考欄の下から3つ目の二重丸、合併処理浄化槽設置費補助事業ですが、支出済額は865万8,552円となりました。歳出の主なものとして、19節負担金、補助及び交付金の合併処理浄化槽設置費補助金788万4,000円、これは35基の申請に対する補助金です。また、合併処理浄化槽転換撤去費補助金として75万円、15件分を交付しています。これは単独処理浄化槽またはくみ取り槽からの転換撤去等をする場合、1基当たり5万円を加算するものです。

続きまして、その下の二重丸をお願いします。浄化槽エコ補助金事業になります。19節負担金、補助及び交付金の浄化槽エコ補助金ですが、150万円を支出しました。これは転換撤去を行った場合に1基当たり10万円を交付する補助金となっています。

以上、一般会計ですが、続きまして下水道事業特別会計について説明いたします。決算書、また戻っていただきまして、後方、緑色の大見出しの一番後ろのほうをお願いします。下水道事業特別会計、5ページをお開きください。歳出総額は1億8,206万5,053円となりました。前年度に比べて3.9%、678万1,064円の増加となっています。増加の内訳としましては、下水道費が8.8%、678万1,064円の増加、公債費は前年と同額でございました。また、梓下の実質収支額1,303万6,149円は、翌年度に繰り越しをいたします。

次に、13ページをごらんください。歳出の下水道費のうち主なものについて説明いたします。右側備考欄の一番上の職員人件費をごらんください。支出額2,340万7,437円で、前年度に比べ19万1,910万円の増加となりました。

次に、2つ目の二重丸、下水道総務をごらんください。支出額361万3,686円で、前年度に比べ433万6,239円の減少となりました。減少の主な要因は、前年度に経営戦略策定支援業務委託料で367万2,000円ほど支出があったことと、前年度の消費税の納税額が56万8,000円ほど多かったことになります。

次に、3つ目の二重丸、管渠維持管理をごらんください。支出額114万820円で、前年度に比べ58万3,200円の減少となりました。これはマンホールの緊急の点検、清掃、修繕などの業務が減少したことによるものです。

次に、一番下の二重丸、水質浄化センターをごらんください。支出額5,581万5,890円で、前年度に比べて1,150万8,593円ほど増加となっています。

次の15ページのほうをお開きください。15ページ、右側の備考欄のほうをお願いします。水質浄化センター費の増加の主な要因ですが、13節委託料の増加が要因となっています。委託料の増加の主な要因が3つございまして、1つ目が備考欄に記載してございます維持管理業務委託料3,240万円についてですが、前年度の支出額が2,754万円より486万円ほど増加しています。これは維持管理業務委託料の積算に用いる労務費単価、これが前回の契約、平成24年度から平成28年度までの5年間の複数年契約当時と比較して、5年前と比べて約20%ほど単価等の労務費が増加していることが要因となっています。2つ目の委託料の増加の要因ですが、攪拌機修繕業務委託料373万6,800円の支出があったことです。3つ目の委託料の増加の要因が、電器設備更新業務委託料183万6,000円の支出があったことによるものです。

以上、下水道費、前年に対して増減はございましたが、次の14ページの中ほどの公債費については、前年と同額の9,808万7,220円の支出でございました。

以上、下水道事業特別会計、簡単な説明でしたが、上下水道系の説明のほうを終わらせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 担当課の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 決算書で111ページ、主要事業の施策の中で58ページの一般廃棄物の、今回広域処理により委託事業として収集運搬については、町が従来どおり業者をお願いして4,380万円、最終処分場の処理事業についても、これは委託になりまして430万円、ごみ処理の広域処理事業ということで、これが8,000万円

ぐらいで、全体で1億2,900万円ぐらいの町の一般廃棄物の処理費用になると思うのですが、広域前の処理費と比較をして概算どれぐらいプラスになるのか、マイナスになるのかというのが1点。

それと、収集運搬事業については、距離が遠くなるということもあるので、今までよりはどれぐらい高くなっているのか、もしくは同じぐらいなのか。

それと、ごみステーションも増えたのかなという、そんなに変わっていないのかなと思うのですが、その辺の変動はどうか。

最終処分処理事業というのは、残渣なのですけれども、どういうふうに出算をしているのか、その根拠をお願いしたい。例えばごみの処理トン数というのがあるのですが、それをもとにして、恐らく残渣についても計算されているのだと思うのですが、どういうふうな計算方法なのか。

あと、ごみの処理事業の委託料の中のごみの量についてもお願いしたいというふうに、何点かあるのですが、よろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 広域の経費との比較については、今ちょっと資料を探していますので、先に答えられるものから、私のほうで回答できるものからいたしたいと思います。

まず、収集運搬の経費につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、今までなかった資源ごみを収集した分が増という説明をさせていただきましたが、距離とかの経緯で、若干増ではありますが、さほど大幅に増しているということではございません。実際は、ここに主要事業の概要に記載があるとおり、ごみステーションは195カ所とありますが、こちらの増減もさほど近年急速にということではございません。増加しているということではございません。ただ、うちのほうとしましては、実際各地域に設置されているステーションのほかにアパート等の集合住宅に設置をお願いしてまして、そちらがまだ8割程度しかステーションは設置されていないというところもありまして、どちらかといえば、そちらの設置を積極的に推奨すべくアプローチしているという状況でございます。

続きまして、危険物の残渣処理の経路、あるいは仕組みというか、手順でございしますが、特に残渣につきましては、ちょっと複雑といいますか、瓶、缶、危険物を収集したときに、通常の危険物は、そのまま危険物として、処理費として処理を持ち込むような状況なのですが、収集については、瓶の中にも結構きれいでない瓶、再利用がちょっと難しい瓶、ちょっと割れている、あるいは汚れている、薬品が付着しているものというのを1回そこで分別をして、そちらも危険物扱いとして、現在は霞ヶ浦の処分場のほうに一時移動します。再資源化が可能な瓶については、さらに別の場所に持って行って、こっちは容リ協という、容器包装リサイクル協会というところの指定運搬業者に持って行って、そこで瓶も色分けであったりとか、種類別に分別したりとかということです。

先ほどのご質問は、危険物ですので、瓶で使えない瓶の残渣、それと危険物の残渣につきましては、その霞ヶ浦でさらに分別をして、再利用できるものとそうでないもの、また改めて分配して、最終的な残渣というのは草津のほうにその後運搬して持っていくということなので、中身によって、かなり複雑になります。その物によっても単価が変わってくるところがございまして、一概に単価は幾つということにはなりません。一応処理としては、そんな経路をたどるということでございます。

それと、ごみの量というのは、危険物の量ということでよろしいですか。

[何事か言う人あり]

○飯塚哲也環境係長 危険物の排出量につきましては、平成29年度の実績としては、先ほどの残渣を含めて67.93トンの実績というふうになります。

○小森谷幸雄委員長 山口課長、ここでセンターに移行される前、町独自の関係との比較がすぐ出ないのだとするならば、後ほどやる前、やった後の差額を出せるようにしていただきたいと思いますが、ここで答えられる範囲では答えていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひしたいというふうに思います。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 それも出ないかな。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。資料をちょっと手元に……。つくったのですが、ちょっと時間をいただければ、ちょっと済みません。今日忘れてきてしまって……。

○小森谷幸雄委員長 今村委員、よろしいですか。ちょっと調べた後で報告をさせていただくということで。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、収集運搬については、ほぼ今までと変わらないという考え方でよろしいですね。ステーションについても、ほとんど変わっていない。集合住宅については、できるだけステーションを増やしていただくような形で、これから進めていくということによろしいですね。そうすると、幾らかずつでも、やはり収集運搬については、費用は少しかさんでくる可能性はあるという理解でよろしいでしょうか。

それと、最終処分処理残渣なのですけれども、危険物67.9トンのうち、先ほど分別も含めて、恐らく人件費もかかっているのかなと思うのですけれども、大体1割ぐらいが最終的には残渣として処理をしなくてはならないようなのでしょうか。この量については、ちょっとわからないですか。それはわからなければわからないくて結構です。

では、さっき一番大きい広域ごみ処理と従来の処理量の、処理費用の単純な比較、概算で結構ですから、後でよろしくお願ひします。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。私が手元に持ってきておりませんで、申しわけございません。基本的なものは、やはり収集運搬の関係が、以前燃えるごみと、それから生ごみという形で、主なものを収集して、もちろん危険物という形で収集していたのですが、それにあわせて資源ごみという形で、新たに集めるという体制をとっておりますので、その分ではやはり収集運搬については金額が上がってきています。前の倍まではいかないですけれども、1.5倍ぐらいの額にはなっています。これは引き続き、やはり普通の燃えるごみと、それから資源ごみというのは分けて収集をしなくてはならないということがありますので、これはかかっていくものかなというふうには思います。

逆に広域への負担の関係につきましては、基本的には工事は、今の段階ではほとんどもう終わりましたので、これからは公債費、借金の返済ということになってきます。それが平成32年度から元金が入ってくるということになりますので、その公債費分が、金額がかなり上がってくるということで、以前1度ちょっと資料としてお示ししたものを今日持ってくればよかったのですが、前と後を大まかに比較すると、その公債

費の返済が約6,000万円から7,000万円ぐらいの年の返済になりますから、それを想定していくと、若干全体的な金額が下がるかなというような形が今概算ではありますけれども、そういうことです。今、工事費が下がっていますから、今自体は負担金は下がっていますけれども、平成32年から公債費が上がるということで、総額的には以前より若干下がるぐらいの金額かなというふうには、今試算という形ではしております。済みません。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 公債費については、何年据え置き、何年償還という、板倉町の割合の返還分が6,000万円、組合全体で、板倉町分。

○山口秀雄環境水道課長 板倉町の年の返還が約7,000万円ぐらい、今の試算ですけれども、町自体は、ただこれも公債費の返済の方法ということで、今現在は人口の均等割として、まず10%、それから90%は人口割という形で、今まで返済をしてきておりまして、これが今年の平成30年度まで。平成31年からどういう方法で返還していくかという中で、それが変われば、また率自体は変わってくる可能性はあるのですが、今の基本が10%、それから人口割が90%という形になりますと、大体板倉町が総額で今9億円ぐらいの返済額ということになります。全体では56億円ぐらいの額がまだ残っておりますので、そのうち町が約16%ぐらいの形が、これから返済していくと。最終的には平成44年に終わるということですが、平成43年までは、ある程度高い金額の返済が続くと、約10年間ですね、続くというようなことでございます。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 それにしても今までの資源化センターで処理していた分よりは、幾らかでも下がるということで理解していったほうがいいですね。

[何事か言う人あり]

○今村好市委員 わかりました。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○今村好市委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 おはようございます。直接決算とは関係ない部分もあるかもしれませんが、よろしくお願い致します。

昨年のこの時期かな。稲刈り機をおりて見学に行った記憶がありますので、板倉と海老瀬の境にあります、最近看板も燃えてしまったので、会社の名前もちょっとわからなくなったのですが、名目上は再資源化のセンターみたいになっているかと思うのですが、あそこの状況ですね、火事から1年ぐらいたったと思ったのですが、また新たに操業しているのかな、どうかな。内容物が火災の前と同等まではいかないですが、ほぼ半分以上は内容物が増えてきているのですが、担当が環境水道課でよろしいのかどうかも定かではないのですが、私から見ると、ちょっとごみに見えるものですから、その辺のところを課としてどのように把握されているか、ご報告していただければと思います。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 まずは、北辰商事ということで、実際経営なさっている方は板倉の方ではなくて、その当時、何か住所が千葉のほうにあったという方なのですが、実際はもともと鈴木鉄工の跡を利用して、あそこをストック場という形で利用していたということです。基本的には廃棄物処理の施設ではないということで、当然県のほうに、それであれば届け出をしないと、ああいうところは置けませんので、ということで、有価物の一時保管所というような、私どもは捉え方をしております。今現在も廃棄物処理という形で届け出は出ておりませんので、そういう対応はしていないという状況であります。

そんな中で、あの火災ということがありましたので、ほとんどあれが燃えてしまったのですけれども、その当時、やはり火災に遭った場合は、災害廃棄物というのは、基本的には一般廃棄物に変わるというような決まりがございまして、その処理については一般廃棄物として、もちろんこれは基本的には個人が処理をするというようなことであります。それにつきましては、相談が所有者というか、経営者からありまして、その当時、そこで出た燃え殻の関係については、今の組合ですが、館林のセンターのほうで、とりあえず受け入れるというような返答をしています。それについては、組合の担当者が現場を見に行き、こういうものについては受け入れられる。ただし、受け入れられないものもあるので、これはだめですよという形で指導したというようなところまでは伺っております。

実際は、運び込みをしていなかったというのが現実でありまして、やはり一番土手際のほうに灰が積まれているという状況が長く続いていたということであります。その後、そこを片づけて、鉄骨は売ったりなんかしたと思うのですが、そういう形で片づけて、終わるのかなと思いましたが、また始まったということで、基本的には今現在もやはり廃棄物の処理施設という形で届け出はしておりませんので、やはり内容については、ほぼ同じものが運び込まれて積まれているという状況でございます。これにつきましては、当然町長のほうからも、それについて周りからいろいろ不安がられることもあろうだろうし、また火災が起きるおそれもあるだろうということで、何とかその辺が確認できる方法を考えろというようなことで、指示はされておったのですけれども、基本的には廃棄物ではないということで、どういう方法がいいのかというようなことで、ちょっと近隣でも、そういう例もあるので、いろいろ相談をしてきているところでございます。

廃棄物、それから有価物云々という捉え方ではなく、今現在は、とにかくまずどういうものか、聞き取り調査をしようというようなことで、これは同じような状況で、やはり明和町にも積んであるようなところが何力所かあるというようなことでありますので、あわせてまずは聞き取りというようなことで、今体制を整えようかなというふうに思っております。だから、随分ちょっと長く時間がかかってしまったのですが、本来であれば、例えば何かの条例をつくって、それに基づいて立ち入るという形が本来であれば一番、相手に対して、これだということが入っていけるのですが、なかなかこれが難しい部分がございますので、まずはこちらのほうからどういうものかということで、伺いたる形で入るというようなことで、今考えております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 よく言うストックヤードという部分だろうと思うのですが、ほかの自治体さんでも空き地があると、すぐ塀が立って、その中で何が行われているかわからない状態でストックヤード化して、おおむね外国人の作業員なり、オーナーでありということで、何かあったときに非常に問題になるというような場面があるのかなと。谷田川の土手下、鈴木鉄工さんの跡地については、まだ塀がなくて、しかも塀を

しても土手から丸見えですので、内容量については確認ができるかなと思うのですが、先ほど課長がおっしゃったように火事の残渣がまだ残っている状態ですし、車もフロントガラスが割れた状態で放置してあったやつは、今、草にまみれて見えない状態になっていますし、夜間通ると、コンテナハウスが1個立っているかと思うのですが、その中で火花なのか、作業用の光なのかかわからないのですが、たまに人がいる気配が、ただ昼間は人の気配が見受けられないのです。

何回往復したとしても人がいる状態は見受けられないのですが、入り口に大型のコンテナトレーラーをとめて、人が出入りできない状態を確保しているところを見ると、何か中でやっているのが正当なことではないのかなという想像がされたりとか、ですから環境水道課の権限で、どこまでできるのかというお話は何回か課長ともお話をさせていただいている部分もあるのですが、ほかの課ですとか、あるいは労働関係の基準が適用できるのか、あるいは大きい環境として適用できるのか、その辺よく探っていただきながら、たまたま風向きで、有害性のある煙が住宅内に侵入しなかったのも、何軒かは避難処置をとったという報告が上がっていますけれども、あれが風向きになって、あの時期ですと、ちょうど西風ですから、住宅街のほうへ煙が流れるのは想定できますし、あれが家庭に入ってしまうと、やはりその場も危険ですし、何日かやはりそういうにおいなり何なり、物質が抜けない状態があると何日か避難をしていかななくてはいけないということも想定できますので、転ばぬ先のつえではないのですが、できる範囲で、条例をつくったほうがいいのであれば、条例についても、ぜひ検討を始めていただいて、我々議員としても、その部分は協力をさせていただきたいと思いますので、ぜひ前向きの検討をよろしくお願いいたしますと思います。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 そういうことで、いろいろ状況を聞きながら、まずは現場をということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 決算書の111ページ、粗大ごみ処理事業ですけれども、成果のほうで見ますと、58ページ。それで、先ほどの説明で、これは不法投棄の関係ということですが、処理事業で20万9,068円ですが、この中身を見ますと、不法投棄対策壁材料費ということで、これが13万8,875円、これがほとんどを占めているわけですが、これの例えば成果のほうの58ページの粗大ごみ処理事業がありますよね。資源ごみの売り上げとありますけれども、こちらとの、これもあれですか、古紙、布、資源ごみの売った金額でしょうけれども、これってあれですか、不法投棄の部分は。例えば不法投棄委託料で6万1,000円ちょっと出ていますよね、委託料が。この部分なのですか、この成果の部分は。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問については、まず不法投棄の粗大ごみ処理事業に記載のあります不法投棄廃棄物処理委託料というのが6万1,689円、こちらが不法投棄の処理なのです。その下にある16節の不法投棄対策壁材料費というのは、こちらは実は不法投棄が多い現場に……

〔何事か言う人あり〕

○飯塚哲也環境係長 こちらは壁というか、トタンの壁の……

〔何事か言う人あり〕

○飯塚哲也環境係長 済みません。不法投棄対策壁材料費というのは、こちらは防犯カメラ2台の購入と、その箇所の壁がちょっと壊れてしまったところの修繕に使った経費の13万8,875円でございます。課長から補足を。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。海老瀬の板倉川の通称普賢岳と言われているところなのですが、あそこが周りを波形トタンでずっと囲っておったのですが、そこがやはり長い間に風で剥がれたり、腐食で壊れたり。あわせてそこに、そういう状況ですから、投げ込みだとか、あいたところからごみをつっ込んだという状況がありましたので、それをではどうしようという形であったのですが、基本的には今の波板をもう一回改修して、とにかく見えない形、これが解決にはならないのですが、まずは見えない形にしようということで、まずきれいにして入れられないようにというようなことで、壁をつくりました。これは材料代だけで、直営で職員が張りつけたのですが、それにあわせてやはり場所が場所ですから、見ているよというようなことがわかりますように防犯用のカメラを2台設置して、そこを監視していた。これは充電式のカメラで、一応1週間に1回内容を見ているということですが、それ以降はほとんどそこは捨てられているような状況はございません。ちょこっと、本当にぼいっとポイ捨て程度のものはたまにあるのですが、それ以外に大きなものというのは、今はないというような状況です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、この不法投棄の対策壁についてはわかりました。要するに普賢岳1カ所、防犯カメラ2台つけたということですよ。あと周りの壁ね。わかりました。

さっきちょっと聞いたのは、その不法投棄廃棄物処理委託料で6万1,689円、これはあくまで不法投棄に関するものですよ。ただ、これとさっき言ったように58ページの粗大ごみ処理事業というのがありますよね、成果の部分。これも同じ20万9,068円ですよ、数字としては。その内容が資源ごみ売り上げという形で載っていますよね。これとその不法投棄はどういうふうに関係してくるのですか。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問の粗大ごみ処理事業の中に、言葉として不法投棄に委託が入っているということで、成果のほうに上げられている、委員さんおっしゃる古紙類と布類と資源ごみというところですよ、こちらと不法投棄の相関関係はありません。実際こちら是有価として処理しておりまして、先ほど歳入の説明の中にあつた資源ごみ売上代のほうに、こちらは含まれておりまして、古紙類の157.6トン、こちらを売却して190万7,428円の収入となっております。布類は54.4トン処理しておりまして、38万1,707円の売り上げと。資源ごみも同様に49.9トンで、これはアルミスチールであつたり、ペットボトルであつたりとか、いろいろなものが含まれておりますが、それは含めて、この成果と言われている部分は全て歳入のほうに反映されていまして、それと先ほどご説明申し上げた不法投棄との関係というのは、特にない別物で、とりあえず片方は歳入のほうに粗大ごみとして預かって有価として処理した。こっちは不法投棄で、また別の対応があるという内容でございます。お答えになっていきますでしょうか。

○荒井英世委員 わかりました。ちょっと見た段階で、粗大ごみ処理事業全般としての数字が出ているので、ちょっと誤解しやすいかなという感じがあるのですが、それでいいです。

それから、その不法投棄の関係ですが、これは従来から不法投棄される場所というのは大体決まっ

ていますよね。今の現状では、例えば捨てられる場所、それはかなり減ってきていますか、現場を見てみて。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 不法投棄の関係は、大物というか、大きなものというのは最近減ってきていますが、1件、今年、離地区のバイパス、離のあれは何というところかな、邑楽土地改良区からずっと北のほうに向かって、離から藤岡のほうに回る道が1本、二股に分かれる、その先の右側にちょっと農地に土砂が積んであったところがあるのです。一時期ヒマワリなんか植えていたところですかね。そこの一画に大量に、これは不法投棄されました。これにつきましては、担当の農政の関係と警察のほうに一応通報している状況なのですが、それ以外というのは、大きなものというのは、ちょこちょこありますが、細かいものは増えているのですけれども、大物というのは最近はない、少なくなっているという傾向です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 では、最後の質問ですけれども、この不法投棄の委託料ですけれども、処理委託料6万1,000円ちょっと、ではこれはほとんど今言った離、そこが大きな割合を占めているのですか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。これは、あくまでも道路上とか、町のほうが回収してきたものの処理料です。今申し上げました不法投棄は、個人の農地に入っているということで、これ自体は、これは大変申しわけないですけれども、個人の対応ということになります。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、決算書の111ページで、こういう質問は初めてなのですが、東部水道企業団の関係ですけれども、これは派遣職員が3人行っているのですよね。行っているというか、今も職員で。退職手当金240何がしという、当然年齢と基本給とか、手当を含めると、いろいろ金額は違うでしょうけれども、この下水道の退職手当3人分、167万何がし。これは同じ3人ですけれども、これは基本給とか、年齢とかあるのか。東部水道企業団のほうが格が上だから、ではそっちが多いかなとか、その辺はどんなふうな。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 こちら平成29年度が3名、東部水道企業団に行っていました。今日の岩崎係長も含めまして、3名ということです。今現在は2名という状況であります、その3名分の職員の退職手当の負担金ということでありまして、これは何ら町の待遇と変わりません。町と同じ考え方でやっておりますので、それは基本的には変わりはありません。

○小森谷幸雄委員長 これは総務の人事みたいですよ、詳細は。

黒野委員。

○黒野一郎委員 わかりました。その中で東部水道企業団、山口課長も知っているとおり、1カ月半ぐらい前に西岡、あそこの水道タンクが破裂した、あそこは800戸ぐらいあるのですけれども、その中で今全く水道企業団とは、環境水道課は関係ないのですか。

○小森谷幸雄委員長 岩崎係長。

○岩崎洋典上下水道係長 一切関係ないということではございませんので、やはり町内で何かそういう問題とか、先日の7月27日の断水の事故等ございましたら、我々も連携して住民の方の対応をしたり、直接的な事業運営のほうは全くできない状況ですが、地元の構成団体の職員としては、関連性を持って企業団のほう

と連絡調整しながら住民の対応のほうに努めている状況です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 それでは、今言ったとおり7月の終わりごろ、夜中の午前1時半から2時ごろの間に水道がとまったと。夜中ですから、対応もなかなか。だけれども、本部というか、事業所へ行くと、どこがどうのこうのというのは現状がわかるわけでしょうけれども、明るくなっても出なかったわけですよ。6時、7時ごろになってきたら、私の家の後ろのほう、渡良瀬川のほうのスピーカーが、東部水道企業団どうのこうのといっ、今こういうことですよ。家の前のほうには来なかったのですけれども、そしたら7時、8時過ぎたら、給水車が。だけれども、それを知らない人が多かったのですよね。何らそういうあれを、車が足りなかったら、町との連携をして、やはり車で回るとか、そしたら午後、夕方になったら、今度はこっちも来るようになって、その担当者が家に来たので、回るようになったけれども、そういう連携、知らないから、わからない人はわからないまま、ずっと夕方まで来たけれども、給水車にビニール袋、今までやっているように水を入れて配ったのでしょけれども、知らない人は、そのままいって、袋が足りないとかなんとかという話も聞いたのですけれども、そういう連携というか、全く水が出ない状況が夕方まで続くということは、この辺はやはりもっと回りを車で走っていただいて、広報車が、それがちょっと。

8月24日に水道企業団の議員協議会があったのですけれども、そこでも質問したのですけれども、そういうことを含めて、今後はできれば町のほうにお願いして、特別の場合ですから、そういうことを含めて、やはり緊急の場合は連携をした、車の広報車か何か出していただいてということをお願いはしたのですけれども、その辺は山口課長、地元だから、目の前だ、もう。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 おっしゃるとおりでございます。実は連絡が、職員にも緊急で、こういうことがあったということで、連絡が入るようになっていまして、私のところでも連絡が入って、2時ちょっと前ですか、家のすぐ隣ですので、行きましたら、もう川のような状態だったということで、ただしそのときには、もう既に企業団のほうも職員がもう来ていまして、対応していたという状況です。

ただ、今回につきましては、本当に浄水場のすぐ出っぱなの本管が石綿で、古い管であったということで、そこが破損してしまったということで、やはり対応するのに時間がかかってしまったというのが現実であります。もちろん、そういう場合に広報だとか、それから給水車の手配ということで、企業団のほうはできる限りのことをやっていただいたのですが、やはり範囲が1区、2区、3区というような状況で、広い範囲でありましたので、少し手薄、回らなかった部分というのも確かにあったのかなということでもあります。ですから、今後またこういうことがありましたら、基本的には企業団が全責任を持つという形でありますけれども、当然町のほうにいろいろなことでは質問なり、苦情なりが来ますので、密に連絡をとって、できる限りそういうことが少なくなるような対応をしたいというふうに思っております。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 今はあれですか、まだ現状、中継で1本、1カ所だけで補っている、まだ1本ですか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 今、2本は2本なのです。海老瀬のほうと西のほうからは一応来ているのですけれども、今修理が終わりまして、時期はまだあれなのですけれども、一応は、あそこの今の浄水場から何ら

かの形で出すような、今流れが逆なのです。それですので、もともとに流れに戻るような形で手配はするというふうには伺っています。水については、あそこの井戸からではなくて、これから広域ですので、大島のほうから水が来るということですから、若干井戸水ではなくなるということにはなるのですが、基本的に出し方は同じふうになりますから、できる限りそういうものは近づいていくというふうには思っています。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 あの現状のところは使わないのですね。

[何事か言う人あり]

○黒野一郎委員 だから、今は西岡のあそこは、もう今後は使わない。味が悪いですよ、水の。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 そうですね。味だとか、温度だとかということで、確かに苦情はいただいています。しかしながら、今の考え方は、館林の大島の井戸水を持ってきて、そこから配水すると。当然東と西もつながってはいますけれども、基本的には井戸水というような形で考えていますので、ただやはり飲みなれているものというのが変わると、味がということでは言われました。温度が、やはり地下水からくみ上げた近いところについては、夏場は冷たい水が行きますので、逆にそれを遠くから持ってきているということがありまして、温まってしまったというのは現実であります。ですから、そこ自体は、また冷たい水が出るということではないですが、今よりは少なくともよくなるのかなというふうには考えておるのですが。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 委員さん各位もわかっているかと思いますが、利根川のほうから来るこっちのほうと、渡良瀬川のほうからは水が違いますから、全然。北地区の北のほうは、下からやっているから、今言ったとおり冷たい、味も違うのですよ。延山委員の向こうはこっちからは来てないので、違うのですけれども、その辺はということで、なれている、何十年もいる人は、においも違うし、味も違うのですよ。そういうことで、私は今質問したのですけれども、そういうことなのですよ。夏は冷たいけれども、ぬるいから、どうしたのかなって。今日は葉臭いねと、そういうこともあったものですから、改めてお願いしながら質問したのです。水が違うということなのですよ。今後ひとつよろしく。工事は早目に、かなりかかるでしょうけれども、金は。

[何事か言う人あり]

○黒野一郎委員 済んだのですか。わかりました。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

市川委員。

○市川初江委員 よろしくをお願いします。

主要施策の57ページの犬の登録・狂犬病予防注射実施事業なのですが、犬の登録は強制的ではないのだと思うのですが、していないで飼っている人もいるのかなと思うのです。していないで飼っている人の把握などができているのかどうか1点。

それと、犬の登録は毎年どのような推移で、増えているのか減っているのか、ちょっと平成27年から平成

29年の3年間ぐらいで何頭ということがわかれば教えていただきたい。

それともう一点は、登録していても狂犬病の予防注射をしない犬もいるのだと思うのです。その犬に対してはどのような対策をしているのかということをお願いいたします。3点です。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 まず、最初のご質問、うちのほうとしては、実績として登録数と接種数というのを常に申し上げておりまして、市川委員ご指摘のとおり、そもそも登録していない犬を把握しているかというご質問ですが、把握はしておりません。特に想定されるのは、室内犬等が近年増えておりまして、室内だからという理由で、家の中で飼っていて、登録をそもそもしていないので、分母に当たらないというか、接種率の分母というのは登録をしている犬の中で接種している犬の割り算で算出しているものですから、実際はそこまでの把握はしておりませんで、ただし広報等で、これは義務です。狂犬病予防法に定められた飼い主の義務ですから、それは引き続き広報紙、ホームページ等で啓発をして登録を呼びかけてまいりたいと考えております。

続きまして、ここ数年の推移でございますが、過去3年申し上げますと、平成27年度実績が、登録が1,439、接種が901頭で、接種率が62.6%、平成28年度が登録が1,271、予防注射を行った犬が832、接種率が65.5%でございます。平成29年度実績は、先ほど課長の説明にもありましたとおり1,209頭の登録、接種が791頭で接種率が65.4%。実際は、傾向としましては、まずは犬の登録数がかなり減ってきていて、今平成30年8月末現在だと、さらに減って1,165頭です。5年前は1,557おりましたので、まずは登録数が減っているということが、まず1点挙げられます。

今後の接種率向上に向けての取り組みなのですが、引き続き広報等で周知はもちろんなのですが、こういった先ほど委員さんご指摘の、では登録しているのに注射をしていない方への対応はということでしたが、注射の通知というのは、この登録した犬全てにはがきを毎回送っています。例えば春、秋の2回注射は行っているわけなのですが、まず春の段階に、この平成29年度の数字ですと1,209頭の飼い主の方には通知を送っております。ただ、1,209頭、複数飼っている方はいらっしゃると思いますが、そのうち来たのは791頭分の飼い主の方だということでございます。なので、恐らくはがきは届いているかとは思いますが、実際は来ない。

ここをちょっと今、我々係のほうで考えているのは、もしかしたら亡くなっている犬も結構いるのではないかと。登録をしたままで、はがきが来ても、言い方は悪いですが、ほったらかしにして、ほっておいている場合などは、ちょっと分母が減らないということになりますので、現在係で考えておりますのは、年齢はわかりますので、犬の寿命は大体12から16年とかよく言われておりますが、15年以上たっている15歳以上の犬、さらに15歳以上の犬を飼っていて、さらにその犬が3年以上接種の記録がなかった場合には、ちょっとそういったわんちゃんに対して、飼い主に対して、ちょっとアプローチをして、電話の連絡先がわかれば電話を入れて、おたくのわんちゃんは3年ちょっと注射していませんけれども、元気ですかということでのアプローチを考えていて、それも連絡先がわからなければ、例えばはがきで、わんちゃん元気ですかというようなところで、分母を減らすというのも接種率、ちょっと違ったアプローチにはなるかと思うのですが、そういったことも今考えております。

接種率を先ほどから申し上げておりますが、板倉の場合、62とか、65とか、そういったところを推移して

いる、過去にもずっとその辺を推移しているのですけれども、全国的な平均は大体70%ぐらいです。なので、全国からしたら、板倉は接種率は低いほうということでございます。できれば、やはり全国平均ぐらいには届けさせたいなということで、今、係で対応を協議しているところでございます。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 大変本当に努力はしているのだなというふうに思うのですけれども、私の友達のおうちで、お友達が来たときに犬がかみついた。大変なことになってしまったことがあったのです。それと、すごく最近、落合総務課長が飼い犬にかまれて入院をちょっとなさったということを聞いていますけれども、また幾つかもあるのだと思うのです。ここ62%ぐらいですと、かなり多くの犬が予防接種していないということになりますよね。していないと、本当に狂犬病が怖いわけですね。そんな意味で今、係長さん、対応をしっかりしてくださるというので、ちょっと力をここに入れていただきたいなというふうに思っております。

それと、もう一点ちょっと聞きたいのですけれども、主要施策の58ページで、犬猫等動物の死体なのですが、犬はゼロということで、死んでいないのですね、これを見ますと。これはやはり飼い主がきちっと放さないでつないであって、おうちの中で飼っているとか、これは大変いい傾向だなと思うのですけれども、猫が59匹、猫は縛れないものですから、そんなことかなと思うのですが、その他が66匹ということで、多いわけでございますけれども、全部で死体を125匹ですか、これを足しますとなるのですけれども、年間そのぐらいの死体の処理をなさっているのだなということですが、猫以外の動物は、どんな動物が死んでいるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 動物死骸のご質問でございますが、犬はゼロ頭ということで、犬の死体とかとよく言われるのですけれども、現状ですと、犬はほとんどおりません。それは実際まち中に野良犬を見かけることが極端に減ったと思いますが、犬というのは、今ほとんどいない状態で、死骸も実績としては平成29年度ゼロと。猫が数字のとおりでございますが、それ以外の動物といいますと、やはりタヌキ、あとはハクビシン、イタチ、あるいは我々は道路に死骸としてあるものが、通報を受けたときに、通報した方が犬だとか、猫だとかおもったとしても、行ってみると、タヌキだったりとか、あるいは蛇だったりとか、亀だったりとか、あとカラス、そういったものもあるので、かなりその他の動物というのでも結構さまざまではありますが、その中の中で圧倒的に多いのはタヌキです。まれに蛇と亀とイタチとカラス等という感じでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 びっくりしました。こんなたくさん動物が死んでいるのですね。でも、犬がゼロということは、しっかりと本当につないでくださって、おうちの方が管理してくださっているのだなというふうに思って、これは安心いたしました。猫は縛れないので、しょうがないですね。わかりました。ありがとうございます。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○市川初江委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 決算書の69ページ、地球温暖化対策事業の中の空調機冷媒漏洩検査業務ということで、お聞きしますけれども、少し前のニュースの中に岐阜県の某病院でエアコンが故障しまして、高齢者の方が熱

中症になって亡くなったというのがありましたけれども、この定期点検、役場とか、公民館でやっているそうですけれども、そもそもエアコンといいますと、一般の家庭ですと、まずこういった点検というのはしていない、またはしなくてもいいという感じになっておりますけれども、こういった点検をするという、その理由と、公民館とか、役場には全部トータル的には何台点検のエアコンというのはあるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問の空調機冷媒漏洩検査業務委託料についてですが、まず点検の根拠といいますか、こちらは平成27年4月1日施行のフロン排出抑制法に基づく点検でございますが、こちらは7.5キロワット以上50キロワット未満のエアコン、それと7.5キロワット以上の冷凍冷蔵機器、こちらに点検が義務づけられているものでございまして、今回のこの支出、97万2,000円については、このエアコン7.5キロワット以上50キロワット未満の、これは3年に1回ということですので、今回施行になってから3年目の初めて、3年に1回ということなので、平成29年度に支出がありますが、次年度は一応予定していません。

台数については、8施設14台を対象としました。先ほど委員さんのご質問で何台ぐらいとのご質問がありましたが、実際は、このワット数に満たない細かいエアコンの数までは、ちょっと我々把握しておりませんで、この対象となる7.5キロワットと50キロワットという数字をもとに抽出している台数としましては、先ほど申し上げたとおり14台が該当するということで、点検を実施しております。こちらはエアコン、冷凍冷蔵機器でやっていますが、実際は、今度は新庁舎に移転しますと、またその台数の変更もありますので、このタイミングで平成29年度に行いましたが、次年度以降もやはりそういった再調査をした上で、また同様に取り組むような形になろうかと思えます。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 3年に1回やるということを今お聞きしましたけれども、まだ1回もやってなくて、今回が初めてだということですのでけれども、そうしますと、その点検方法というのは、どういうふうにやるかというのは、まだ見ていないのでわからないのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問の点検方法、内容については、当然業者委託で業者にお任せしているので、詳しく現場で見ているという感じではないのですけれども、点検としましては、まずは目視の点検ということで、これは簡易な点検ですが、異常はないかということで、現場で見る点検、それと直接法といいまして、漏えい機器、検知器みたいな、その業者が専門的に持っている、そういった漏えいがないかどうかを検査する機器があるそうなので、それを用いる場合、それらを組み合わせて点検を行っているというふうに伺っております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そういたしますと、この点検方法というのは、フロンガスの漏えいということがメインの点検として、メカの部分というのは、それほど点検しないという意味合いでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 おっしゃるとおりでありまして、今回このフロン排出抑制法の関係は、あくまでもフロンが、もしくは代替フロンとか、要するに温暖化だとか、そういうのにかかわるものについて出るのを防止しよう、できるだけそういうのをとめようということですので、しかもある一定規模以上のものが対

象ということですから、家庭用のものというのは、数はいっぱいあるのですけれども、量的には少ないだろうということで、決まったものが基本でございます。ですから、漏れているかどうかの調査であって、機器が故障しているとか云々という調査は、これはしておりません。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○本間 清委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

延山委員。

○延山宗一委員 決算書の117ページになります。畜産経営環境改善事業についてお伺いしたいと思います。

この事業については……

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 産業振興課だそうです。

○延山宗一委員 所管が違う、失礼しました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○延山宗一委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 では、私のほうから1つだけ質問をさせていただきます。

主要施策ですと57ページ、ごみステーション管理運営ということで、均等割で2万円から8万円、世帯割で100円掛ける世帯という形なのですが、これは町のほうから各行政区に交付をされるという金額なのか。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問、委員さんの言うとおりでございます。その根拠で各行政区の指定口座に振り込んでございます。

○小森谷幸雄委員長 では、私にほうからまた。それで、行政区運営費の中にまとまっていってしまうのか、あるいはごみステーション管理料という形で色がついている形でいくのか、その辺の見きわめですか、それはどうなっていますか。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 行政区の補助金とは、また別に。これはあくまでごみステーションの管理運営費ということで、別に指定として振り込むような形になりますので、区分はできていると思います。

○小森谷幸雄委員長 そうしますと、今年あたり行政区の役員が交代されていますよね。広域化に伴って、ごみの出し方とか、場所等も含めまして、いろいろ対応を迫られていると。そういう中で、例えば行政区、あるいは耕地によって、例えば小屋スタイル、網スタイル、いろいろ収集場所としてはあるのですが、環境委員さんには、そういったお金がきちんと管理料として、そういう設備の管理料で、これはよろしいのですか、まず。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 金額もそんなに大きなものではないので、設備も簡易な修繕であればできるとは思いますが、ネットも消耗品だと思いますし、あと清掃用具、ほうきとか、そういった消耗品に対する経費とかも含めての交付という考え方で交付しております。

○小森谷幸雄委員長 これは大体平均すると、均等割で2万円から8万円という結構幅が広いのですが、これの決め方というのはどのような形でなされていますか。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 均等割でこれだけ差があるということで、確かにご指摘のとおり違和感はかなりあるかと思います。もともとは全ての行政区が2万円の均等割でございました。ただ、行政区再編に伴いまして、かなり合わさったところが、ちょっと2万円では足りないのではないのかなという議論もあったのだと思います。実際は、現実的には旧行政区単位で2万円の均等割になりますから、4つが合わさった行政区は均等割が8万円ということになります。

○小森谷幸雄委員長 それと、先ほど新しい年度に入って環境委員さん等の会議等が多分出席する、されないは別としていろいろ施設見学等もやっていらっしゃるんですね。その中で、例えば環境委員さんが現場、現場というのは、ごみステーションを見たときに、例えばすのこ1枚を買いたいとか、ほうきを買いたいとか、そういうものは行政区に、こういった管理料、運営費が行っているんで、別に遠慮なく、区長さん、総代さんなのかな、申し出するところはわからないのですが、そういったことはお金的に十分とは言えないけれども、一応手当てされていますよということでの話し合いとか、そういう会議体を利用してご案内はあるのでしょうか。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問の生活環境委員さんが実際動くときに必要となる経費として、委員さんにそもそも認識があるかということでございますが、環境委員さんは、先ほどおっしゃられるとおり出席と未出席というのはあるのですが、一応町内で、中央公民館で全員を対象に一応研修を設けておりまして、そちらで、まずはごみの分別とか、そういった細かい疑問とかの解消、あるいは先ほどから出ている、行政区ごとに出ている、こういった消耗品は経費として町が出しているのですよという説明はさせていただいておるところでございます。

○小森谷幸雄委員長 それと、従来ですと、生ごみについては、堆肥化ということでやっておったのですが、今はビニール袋に入れて出せると、袋は別としてね。この夏場ですけれども、やはり当日の朝出す方もおられますが、その前々に出される方があります。そうしますと、かなり膨張してガスが発生して破れていると。そうすると、液がどろどろになったものが結構な形で、出した人は、そんなに気にしていないのですが、収集される方も、私は非常に大変なのかなと、膨張してぱんぱんになっていると。この暑さでしたので、そういったものを収集運搬の方が、全部お願いして、きれいに後片づけもすればいいのしょうけれども、それも不可能な場合に、例えばすのこ1枚とか、そういうものが買えるのしょうかねというようなこともありましたので、その辺の手当ては各行政区の中で、こういった形で補助金が出ているということで、ご理解をしいいわけですか。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 ご質問の内容、おっしゃるとおりでございますが、そういったもののためにうちのほうは、まさに交付しているものがございますので、ぜひ活用いただきたいと思うのですが、実際は行政区の中で、その用途については、それぞれルールというか、例えば旧行政区単位で分散するのだよとか、まとめて全体で運用していくのだよとかという、そのルールがあらうかと思いますが、そこまでは、うちのほう

は、ちょっと追いかけていないものですから、ただいずれにしても、この金額だけあれば、そういったすのこであったりとか、清掃用具を購入するには十分な金額だとは思いますが、そういった説明をさせていただいております。

それと、先ほどおっしゃられるとおり、うちのほうもちょっと苦情なんかも受けているのですけれども、やはり生ごみの水が、かなりちょっと出て、水切りが余り徹底されていないという現状がございまして、それは一般のステーションに限らず、お恥ずかしいのですが、我々公共のごみに関しても、中でもちょっと水切りを徹底してくれということで、今、中は厳しく指導しているところでございまして、今後は町民向けの啓発に関しても改めて強調していく必要があるのかなというふうに感じているところでございます。

○小森谷幸雄委員長 ぜひ広報活動も含めてお願いしたい。

最後になりますけれども、これは決算書109ページなのですが、ごみステーション管理運営補助金というのは、先ほどのお金とは別に町から何か補助金として各行政区に、一緒のお金ですか、これは。よくわからないのですけれども、プラスアルファで。

飯塚係長。

○飯塚哲也環境係長 こちらは主要事業の概要に記載がある、2万円から8万円の均等割、世帯割、100円掛ける世帯数というものと全く同じもので、こちらの総計が決算書にありますごみステーション管理運営補助金の118万8,300円となるものでございます。

○小森谷幸雄委員長 総合計が、こちらということで。

○飯塚哲也環境係長 そのとおりでございます。

○小森谷幸雄委員長 わかりました。ぜひ広報活動も含めまして、出し方等もPRをぜひしていただきたいというふうに思います。

青木委員。

○青木秀夫委員 下水道事業について、ちょっとお聞きしたいのですけれども、時間が来てしまったのですけれども、下水道事業について、何かあそこの工業団地で下水を使う会社が出てきたのか、これから出るという話なのかな。そんな話も聞いているのですけれども、それに付随して下水道を企業が使うと、下水処理能力が今の能力だと超えてしまうというか、現在公共下水道はツーレーンあって、ワンレーンしか動かしていないのだね。動かしていないというか、つくっていないのですよ。敷地だけ用意してあって、片方は未稼働なのでしょう。それで、ツーレーンのうち1稼働している処理能力はオーバーしてしまうなんてことが予測されているのですか。そうすると、またえらいお金がかかるのだと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 岩崎係長。

○岩崎洋典上下水道係長 今、委員さんのおっしゃるとおりで、水質浄化センター、当初の整備では2列、池を整備しまして、1列に機械設備を入れて、今現在水処理のほうを行っています。今の水処理1系統1列なのですが、1日当たり2,370立方メートル処理可能となっています。日ごろの水質浄化センターの運転状況を確認しますと、平均で1日当たり900から850ぐらいの流入量がございまして。850から900立方メートルありますので、まだ余力はあるのですが、例えばたくさん大量に1日当たり300立方メートル使う企業さんが今度来られるとか、そういう業者さんの状況にもよるのですが、そういうことを考えると、今の処理系統だけでは浄化できない、水処理ができないということも一応想定はしています。

それとあと、もう一つ、機械設備のほう整備して、2,370立方メートルをもう1列でできればいいのではないということもあるのですが、やはり中の機械設備と、あとそれを制御する電気設備、あと水質計器等を含めると、かなり何億単位の投資のほうが必要になっていくということが想定されますので、そこも企業さんの進出の状況を見ながら、今後の更新計画とか、設備の投資の計画のほうも検討していきたいというふうに考えております。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうしますと、当面は今のワンレーンでの処理能力で、今半分ぐらいしか処理していないということで、まだ余力はあるということね。では、これからそういう大口の企業とかが来ると、処理能力をオーバーするかもしれないということが予想されているということなのだね。だから、一般の家庭が50軒、100軒増えても全然問題ないけれども、そういう大量に水を使う企業が、自分で処理しないで、公共下水道につなぐようになると、そういう可能性があるということ、今何かそういう会社が1社ぐらいあるの、話が浮かんでいるの。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 では、私のほうから少しあれですが、今の泉野地区ですかね、産業用地につきましては、既に今入っているところにつきましては、裏の板倉川に、北の部分については、一部は流すという計画にはなっています。実際下水道につなげなくてはならないというのは、今の水質浄化センターの南と、それから西の部分、1度造成をしたところ、壊したところが、造成し直したところがありますよね、あの区画が基本的には、流すのは公共下水道というような形で企業局は設定しておりますので、あそこに大量に水を、例えば流すという業者が入った場合には、そういう情報が入った場合には、それなりに対応するようなことも検討していかなくてはならないというふうに思っておりますけれども、今のところ1社というお話も伺っていますが、そこ自体は、まだ具体的に何トンという話は聞いてはいない状況です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 では、今のところは、まだ当面というか、もう1レーンの設備投資ということは必要ないわけだね、当面は。今のところわからない、また半分ぐらいしか使っていない、ワンレーンの半分ぐらいしかまだ使っていないわけだ。ただ、そういう企業が出てくると、そういう可能性がある。だって、ガスだってニュータウンの800軒の家庭が使っているガスよりもイートアンド1社のほうがよく使ってくれてますよね。イートアンドが1社で、七、八百軒の家庭よりもガスを使っていて、あそこは増設しているらしいよな。堀川産業が来たらしいよね。だから、そういうこともあるから、ちょっと聞いてみたのですけれども、そんな話は出ているけれども、それはまだ先の心配事なのだね。ということね。わかりました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 山口課長。

○山口秀雄環境水道課長 済みません。冒頭の今村委員の関係で、資料が埋もれていまして、申しわけございません。ちょっとご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 はい。

○山口秀雄環境水道課長 25、26、27という、この3年間ににつきましては、基本的には処理費が約1億8,000万

円から1億9,000万円ぐらいかかっています。それに対して、もちろん収入がありますので、実質的な支出は1億5,500万円ぐらいということで推移をしてきております。平成28年から数字が変わってきまして、平成28年は、そういう形でいきますと、実支出が1億2,500万円、平成29年の今回の決算は実支出が6,676万円という形です。ただ、これにごみ広域の負担金というものが加わりますので、25、26、27の3年間は、処理費としましては、処理単価、大体77円ぐらいの単価で推移しておりまして、平成29年の決算でいきますと、約60円ぐらいの今単価になっています。これが先ほど言いました平成32年以降、償還金元金が始まるというところを、今の段階で試算しますと、約73円ぐらいの額というふうに今想定しておりますので、先ほど申し上げましたように、以前のような形よりも若干下がるような形でいけるのかなというようにところでございます。済みません。こんな内容でよろしいでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 若干ね。

○山口秀雄環境水道課長 はい。若干です。

○小森谷幸雄委員長 今村委員、よろしいですか。

○今村好市委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 まだ質疑があるかと思いますが、時間でございますので、終了させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 担当課の皆さん、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

再開は55分から行います。15分休憩をとりまして、55分から行いますので、よろしくお願いします。

休 憩 (午前10時40分)

再 開 (午前10時53分)

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

それでは、戸籍税務課の決算審査を始めさせていただきます。

ちょっと時間が遅くなりまして、大変申しわけないと思っております。

なお、説明につきましては、主要施策、あるいは決算書の主立った事業内容についてご説明をいただきたいというふうに思います。ぜひ簡潔に、質問時間等を多くとりたいと思いますので、簡潔にお願いしたいというふうに思います。

では、戸籍税務課長からお願いいたします。

峯崎戸籍税務課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、平成29年度決算にかかわる戸籍税務課関係の、まず私のほうから全体概要について説明を行いまして、その後各係より担当別の決算内容について説明のほうをいたしたいと思えます。

まず、一般会計の歳入関係でございますが、決算書の2ページから3ページを開いていただければと思います。町税としまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の4税目があります。その歳入合計金額は、収入済額という欄でございますが、20億9,296万3,269円となっており、町全体の収入額の32.67%、おおむね3分の1の歳入額となっております。収納率につきましては96.82%となっており、昨年よりも0.8%

上昇となっております。平成28年度と比べますと約1億600万円の増収となっております。その主な要因は、昨年と比較して町民税が約4,400万円、固定資産税が約6,700万円の増収となったことによるものでございます。また、町税以外の歳入といたしまして、約3,800万円あり、ほぼ前年と同額となっております。主な税以外の収入金額を申し上げますと、決算書33ページをあけていただきますと、下から4升目にあります、県税徴収にかかわる取扱費交付金が2,525万円、また決算書23ページに戻っていただきまして、決算書23ページ、中段にあります、戸籍や税などにかかわる各種証明書の手数料が738万円となっております。

一方、歳出関係についてでございますが、戸籍、税務事務に係る経費全体では5,116万円となっており、対前年比約500万円の減となっております。主な減額の要因としましては、決算書73ページ、中段に記載されております、資産税係の評価替え業務について、3年周期で委託しております、不動産鑑定評価業務が平成28年度に終了したことによるものでございます。

ざっと概略、全体的な歳入歳出のお話をさせていただきました。これから係ごとに主立ったものにつきまして順次説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 住民税係、川部係長、お願いします。

○川部昌弘住民税係長 住民税係につきまして説明いたします。

決算書の12ページと13ページをごらんください。その中の1款町税、1項町民税、1目個人、現年度課税分の収入済額です。13ページの上から4段目になります。収入済額につきましては6億8,575万8,154円となりまして、前年と比べまして1,664万2,141円の増となりました。

続きまして、法人税の関係ですが、2目法人、現年度課税分の収入済額でございますが、1億5,901万900円となりました。前年と比べまして2,702万8,300円の増となりました。

続きまして、同ページの3項軽自動車税の1目、現年度課税分の収入済額ですが、4,821万8,900円となりまして、前年と比べ138万4,000円の増となりました。

続いて、次の14ページ、15ページをお願いいたします。町たばこ税、1目たばこ税の収入済額ですが、8,476万4,116円となりまして、前年と比べ425万8,487円の減となっております。

続きまして、住民税の歳出について説明をいたします。決算書の72ページと73ページをお願いいたします。73ページの備考欄の一番上、町県民税賦課業務としまして869万812円となります。住民税の賦課業務につきまして、主には委託料とシステム料の歳出となっております。

続きまして、下から3段目の軽自動車税賦課業務につきましても、同じく電算委託のシステム利用の委託料となっております。

以上で住民税係の説明のほうを終わらせていただきます。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

続きまして、資産税係、青木係長、お願いします。

○青木小百合資産税係長 資産税係の青木と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうからは固定資産税関係につきまして、ご説明させていただきます。まず、歳入のほうからご説明させていただきますので、決算書の12、13ページをお願いいたします。

1款2項1目1節の固定資産税現年度課税分でございますが、調定額10億1,626万9,100円に対しまして、収入済額は10億570万5,745円ということで、収納率にいたしまして98.9%ということになりました。収入済

額につきましては、前年度比で6,855万4,095円の増になります。こちらにつきましては、主な要因といたしましては、泉野産業用地への工場等の進出に伴う増額になります。

続きまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金についてでございます。調定額及び収入済額ともに8,768万3,600円でございます。前年度比で281万4,600円の減でございますが、こちらにつきましては、渡良瀬遊水地及び県企業局が設置しております太陽光発電設備の減価償却による減でございます。

続きまして、歳出のご説明に移らせていただきます。決算書の72、73ページをお願いいたします。

中段より少し上でございます二重丸の固定資産税賦課業務207万1,218円ですが、主なものといたしましては、固定資産税事務電算処理委託料180万6,836円でございます。業務内容といたしましては、固定資産税の納税通知書及び納付書の作成費用、償却資産申告書の作成費用及び調査報告書類等の作成に係る費用でございます。

その下の二重丸の評価替え業務232万3,425円です。標準地時点修正鑑定委託料37万4,025円につきましては、昨年同額でございまして、標準宅地の104地点の鑑定価格を調査するために行うものでして、平成30年度の土地の評価に活用する価格になっております。

次に、評価替え路線価整備業務委託料194万9,400円でございます。本業務につきましては、平成30基準年度の評価替えに向けまして、市街化区域内の路線価評価の見直しを行いました。

その次の二重丸、課税客体管理業務501万4,440円でございます。主な業務といたしましては、課税客体調査業務委託料の432万4,320円でございます。業務の内容につきましては、毎年度行っております土地及び家屋の経年異動修正及び住宅用地の判読調査にかかった費用でございます。

その下の家屋評価システム26万8,056円です。こちらにつきましては家屋の評価計算を行うためのシステムの使用料と保守料でございまして、昨年と同額となっております。

最後になりますけれども、繰越明許費の1,700万円です。こちらにつきましては、住宅用地の適用誤りによりまして、税額が減額となった方への還付を行うための還付金及び返還金です。年度内には支出が終わらなかったため繰越明許費といたしました。7月の全員協議会におきましても結果のほうを報告させていただいておりますけれども、現在還付につきましては、対象者1名を残して、そのほか全員の方には完了しております。

簡単ではございますが、資産税係につきましては以上になります。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございました。

続きまして、収税係、長谷見係長、お願いします。

○長谷見晶広収税係長 収税係になります。

先ほど各税目ごとの説明は担当係よりありましたので、収税係からは町税全体、また滞納繰り越し分についてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、決算書の12ページ、13ページです。歳入のご説明をさせていただきます。課長の概要説明とかぶってしまうところはあるんですが、一番上の1町税、調定額21億6,166万9,952円に対しまして、収入済額20億9,296万3,269円ということで、徴収率は96.8%、前年度と比べますと、0.8%プラスとなっております。こちらにつきましては、県の平均が95.5、郡の平均が95.3ということで、若干平均を上回る状況となっております。また、滞納繰り越し分、こちらだけ見てみますと、調定額7,086万8,087円、こちらに対しまして収入

済額が2,182万1,850円となっております。国保税担当の健康介護課、または太田行政県税事務所等々の協力を得ました合同滞納整理、また悪質滞納者への滞納処分、差し押さえの強化等によりまして、徴収率30.8%、前年度と比べますと、プラスの4.2%という結果となりました。こちらにつきましては、県の平均21.6%、郡の平均23.9%、そちらを大きく上回る結果となったところでございます。あわせて、滞納者の実態調査、財産調査を行いまして、財産がない者、また生活困窮な者、所在がわからない者等取れないと判断した件につきましては、積極的に滞納処分の執行停止をし、適正な債権管理に努めまして、毎年着実に収入未済額、こちらの圧縮に努めております。平成29年度収入未済額を見ましても6,431万378円となっております、前年度と比べまして700万円の圧縮となっております。

歳入につきましては以上となりまして、続きまして歳出になります。73ページをお願いいたします。

一番下の二重丸になります。町税徴収管理業務949万7,170円ということで、前年度と比べますと、280万円ほど増となっております。この増の要因としますと、法人町民税の予定納税還付金、こちらを平成28年度までは住民税係において予算措置をしておりましたが、実務上、収税係でやっていたというところから、平成29年度、予算の所管替えを行いまして、収税係で受け持つことになりました。そのための増という形になります。主な支出の内容になりますが、次75ページ、上段になります。13節委託料、町税収納管理事務電算委託料、こちらは督促状または軽自動車税の納税通知作成業務等々の電算の委託料でございます。また、平成29年度初めて太田地区の合同公売、こちらのほうに差し押さえた不動産を合同公売に付する関係で、初めて公売財産鑑定評価委託を行いました。15万6,600円、こちら1件でございます。

また、23節、還付金及び還付加算金でございますが、住民税につきましては、所得税の更正が行われた等々によります還付、また法人の予定納税分の納付があったものに対しまして、最終的には確定申告によります還付等々が入ってございます。796万4,331円となっております。

収税係からは以上でございます。

○小森谷幸雄委員長。 ありがとうございます。

続きまして、戸籍年金係、宇治川係長、お願いします。

○宇治川信子戸籍年金係長 戸籍年金係の宇治川と申します。

戸籍年金係の決算について説明いたします。歳入につきましては、決算書の23ページに戸籍及び住民票等の各種証明書の手数料があります。続いて、25ページ、中段です。国庫補助金として個人番号カード交付事業関係、27ページに国庫委託金として中長期在留者住居地届出等事務委託金、自衛官募集事務委託金、国民年金事務費交付金等がありまして、33ページに県補助金として消費者行政推進補助金と、県委託金の人口動態調査交付金等がございます。昨年度より全体で約125万円の減額となりました。主な理由といたしましては個人番号カード交付事業に係る個人番号カード交付事業費補助金の繰り越し分が少なくなったことによる減額が挙げられます。

次に、歳出につきましては、内容が昨年と同様の項目は割愛させていただきます。

まず、決算書の75ページ、中ほどをごらんください。繰越個人番号カード交付事務から77ページ、中段までが戸籍住民基本台帳費でございます。ほかに行政相談、法律相談、国民年金事務、火葬費補助金、消費者行政推進事業などがありますが、全体で人件費を除いて約2,336万円となり、昨年に比べて約191万円の減額となっております。理由といたしまして、決算額で大きな差があるものが75ページの個人番号カード交付事

務の約117万円の減額と107ページの火葬費補助事業の75万円の減額があります。個人番号カード交付事務の減額については、通知カード、個人番号カード関連事務の委任を行っている地方公共団体情報システム機構に町が支払う交付金の減額によるものです。この業務の内容につきましては、通知カード等の作成、発送事業、個人番号カードの申し込み処理事業、個人番号カードの製造発行事業、個人番号カード機能の一時停止のためのコールセンター事業などがございます。

続いて、99ページの国民年金事務事業の増額については、これまで国民年金に係る届出書を紙ベースで日本年金機構へ進達していましたが、電子媒体にて報告するためのシステム改修費でございます。ただし、この費用につきましては、国民年金事務費交付金の対象事業となりますので、国からの交付金で全額受けております。

また、107ページの火葬費補助事業の減額につきましては、補助対象となる板倉町に住所を有する方の死亡数が昨年より減少したものであるものでございます。

以上で戸籍年金係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございました。

以上で戸籍税務課の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。各委員さんから質疑ございましたら、挙手をお願いいたします。

延山委員。

○延山宗一委員 主要事業のほうで29ページになります。滞納整理事業なのですが、収納率向上ということでの対策業務がありますよね。それについてお伺いしたいと思います。

収納率向上ということで、毎年取り組みをしている。徐々に滞納についての整理がされてきていて、特に差し押さえも含めて対応しているということで、随分金額的にも出てきたと、要するに圧縮されてきたということだと思うのですが、この向上率を上げるということについて、この資料によりますと、現年度、1月から5月、課税者に対して分納とか、それぞれ対応して少しでも収納率を上げる、向上するという、対応はしているわけなのですが、それについて現在いろいろ臨戸訪問も含め、文書で対応することなのなのですが、どのような状況の中で、職員、また委託をするということになろうかと思うのですが、対応されていますか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 収納率の向上対策ということで、やはり現年度、収税係として考えておりますのが、現年度の未納を翌年度に繰り越さないという対策が一番重要であろうということで、現年度の対象者につきましては、年明け1月から出納閉鎖の5月までの間、文書催告、臨戸訪問等で現年分の未納をまず圧縮すると。残ったものにつきましては、来月10月からになりますが、3カ月間かけまして、滞納繰り越し分の今度は縮小に当たっていくと。このやり方としますと、先ほど説明させていただきましたが、国民健康保険の担当課でございます健康介護課の課長を含めた職員、我々戸籍税務課、それと太田行政県税事務所の職員を動員しまして、昨年度につきましては、8班の編成で対象者約329件、滞納額につきましては5,700万円ほど、こちらの対象者につきましては、3カ月間かけまして滞納整理等を行ってきたものでございます。結果、124件、率でいいますと、37%ほどでございます。納付額につきましては670万円ほど、率でいいますと、11%ほどの効果が、徴収を図れたという結果でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 結構努力をしていますよね。そういうふうな8班に分かれて整理をしていく、対応しているということなのですけども、それでもなかなかパーセントが向上していかない。やはり8班でめぐるについて、行政県税事務所も含めて、なかなか職員の方が全て対応するということは大変なところもあるのかなと思うのですけれども、現在のところ委託をしている、第三者に委託するという方法はとっていないの。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 現在のところは、民間委託というところでは考えておりません。大きな市等ではコールセンター、あとは電話催告等につきましては、そういった民間委託等も行っている状況でございますが、現在のところは考えてございません。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 やはりある程度期間を決めて対応しているということになると、この期間になってくると、例えば今晚来るのかなんていうふうな思いの方もいるのかなと思うのです。日中は当然留守だと思うのですよ。ですから、車があるからいるかなとか、例えば明かりがついているからいるのかなとか、やはり工夫をして、相手がいるときに対応する。それでもなおかつ、居留守も使うということかなと思うのですけれども、事前に文書なり何なりで催促するということであると、なかなか向こうも警戒してくるかなと思うのです。

だから、そこらを含めて、やはり対応していくということなのですけども、職員だとすると、なかなか難しいところも出てくるのかな。結局それだけの収益を上げる、滞納整理の額を少なくするということは、やはり第三者に委託しても、当然よろしいのかなとは思っているのですけれども、現在のところ、職員が8班でやっていると、大変なところもあるとは思っているのですけれども、今後はどう考えていますか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 限られた人員で、こちらの300を超える件数、これも絞った件数ですので、さらに多くいるという中で、ただやはり早朝なり、夜中なり、在宅しているときに回る、そういった時間も、なかなか通常勤務もありながらの対応となりますので、職員につきましては、日中遅くても7時までという対応で訪問者宅には行って、不在であれば通知のほうを差しおきして、反応がないものについては、再度また行くというような対応をしております。やはりほとんど反応がない、納付がない、そういった多く見受けられます。

そういったものにつきましては、収税係のほうで引き継いで、すぐに財産調査等して滞納処分、差し押さえ等のほうに移行していくというところで、民間委託をして、当然したいところではありますが、やはり予算上のこともありますので、考え方としますと、何度か催告をして成果が得られなかったものについては、すぐに調査を始め、引き続いて処分のほうに速やかに移行していくというところをやっていくと、そういう状況の中で、やはり町民の、滞納している方の、そういった意識を町のほうも、そういった差し押さえ、かなりやっているのだなと、そういうところをわかっていただいて、滞納者みずから自主納付を促すというような方向に持っていければ一番いいのかなというところは考えております。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○**峯崎 浩**戸籍税務課長 補足になりますけれども、現状これまでと違って、関係する課、健康介護課の方にも協力していただきまして、今までよりも多くの人数の職員の人に協力していただいております。その流れの中、昔と違って、そういった形で協力体制を強くすることによって、おかげさまで、ここ数年、収納率のほうも実績として伸びてきております。

今後この収納率等がとどまるようなことがあれば、再度そういった臨戸訪問のやり方、手法の見直しを行うなど検討しまして、委員さんおっしゃるように外部委託、こういった手法も取り入れるのも一つかなというふうには思うのですが、現状の中では、効果のほうは今あらわれているという状況ですので、それについて、またさらに各関係課と協力をしながら、収納率を上げるよう対策もとっていければというところでは考えているところでございます。

○**小森谷幸雄**委員長 延山委員。

○**延山宗一**委員 やはり滞納者となると、職員は憎まれ役になってしまうよね。何で金を取りに来たのだとか、やはり余りいい役ではないということなのです。たまたまそのポジションに在るということで対応しているということなのですが、7時ごろまでを目安ということに対応している。やはり時間的に7時がいいのかな、例えば8時がいいのかな、9時がいいのかな、なかなか難しさはあるかなと思うのですけれども、お勤めから帰ってくるのが、果たして7時まで帰ってこられるのかなとは思っているのですけれども、人それぞれかなと思うのです。

ですから、ある程度時間を切ってということよりも、やはり若干の8時なり、また9時なり対応していく、先ほど課長が言われたように成果も上がってきている、いいことだと思うのです。来たというふうなことも、しっかりと内容を説明したものをポストなり何なりに入れてくるという。そうすると、やはり本人にとっても、改めて払うかなという気になってくれる人も若干いると思うのですけれども、詳細がわかっていて払っていない。また来たかなということで、処理していってしまう。なかなか成果が上がらないところは、そういうところにも出てくるとは思うのです。

この資料を見ますと、やはりまだまだ回収の余裕はあるのかなと思うのです。ですから、現年度の対応をしているということなのですけれども、次の年度に送った場合には法的な対応もしていくということで、まずはステップを踏んでいくということでよろしいのですか。

○**小森谷幸雄**委員長 長谷見係長。

○**長谷見晶広**収税係長 そうです。まずは現年度での未納を、なるべく解消し、翌年度へ繰り越さない。繰り越されたものについては、こういった合同体の整理等で解消を図っていくということでございます。先ほど委員さんからございました、時間帯等も含めまして、今後健康介護課も含めまして、この合同滞納整理の打ち合わせを予定しておりますので、そういった訪問時間等につきましても、また打ち合わせ、効果的なやり方等につきましても、また検討させていただければと思います。

○**小森谷幸雄**委員長 延山委員。

○**延山宗一**委員 執行停止が48件あるということになるよね。そうすると、それに対して文書で催告すると効果も出てくる。やはり差し押さえになっては、これは困ったなと。やはり一般の人というのは、法的なものに非常に弱いということもあるので、やはり一つは、相手がちょっとびくつくような中身の対応も早目、早目にやっていく。当然これは法律にのっとって対応するわけなのですけれども、行政というのは、なかなか

か弱いということが一つはある。だから、どうせそんなことしねえだろうなとか、向こうとすると、相手方とすると、感じ取っているかなと思うのですけれども、やはりそこも含めて、法的な手段ということもつけ加えた形の中での催告をしっかりとしていくということで、収納率を上げていくということもよろしいかなと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 答弁はよろしいですか。

○延山宗一委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

本間委員。

○本間 清委員 同じく主要施策の29ページ、滞納関係ですけれども、軽自動車税のことですけれども、収入未済額が226万4,000円あるということですから、普通に乗用車と考えると、軽自動車税といいますが、軽トラックから軽乗用車タイプまでありまして、数千円から1万円ちょっとだと思うのですけれども、これが未納になっている。普通乗用車ですと、3万円とか、5万円とか、高い金額になりますと、一度に出すのはちょっと大変だなという感じがするのですけれども、少額と言ってもいいかは、正しいかどうかわかりませんが、それほど大きな金額でないのが滞納になっているというのは何か理由があるのでしょうか。

それと、滞納になっている車の台数、ざっと計算しましたら400台ぐらいかなと思いますけれども、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 収入未済となっている理由につきましては、現年度課税につきましては、軽自動車は2年に1回の車検ということで、2年に1回まとめて納付される方というのも散見される状況で、前年度納まっていないよということで、車検がなければ、独断という方も中にはいらっしゃいます。滞納繰り越し分につきましては、やはり滞納世帯の板倉町ナンバー、原付等ですね、そういったものが残っていたり、またあとは、その物件を残したまま町外に転出して、転出の際に課税側から廃車の手続をお願いしているのですけれども、残して行ってしまうと。あとは、最近多いのは、何年も前に古物商に売り渡して、ないにもかかわらず申告していなかった、そういった課税が残っていると、そういったのも廃車申告をしなかったの、課税自体は成立していますので、催告をしているという状況で、理由的には、そういった形になるのかなと思うのですけれども、件数については、ちょっと詳細に何件というところまで、ちょっと把握しておりません。申しわけございません。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 滞納理由の中に、そういった車検切れで放置したとか、いろいろあると思いますけれども、今、車検切れでということをお聞きしましたが、結局車というものは、車検がなくても動くには変わりありませんので、結構車検切れで乗っている人というのはいるのかなという感じはあるのですか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 車検がいつとか、そこまで確認しながら、この徴収事務は行っておりませんので、わからないのですけれども、滞納者の中には数名、車検が間違いなく切れている、駐車場を見ると、その車両で来ているというような方がいらっしゃいます。そういった場合は、気づいた場合は、こちらから指導すると。まずは、軽自動車税のほうから優先で納めてというような指導はしている状況です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 先ほど申しましたように比較的少額の滞納という金額になると思うのですが、滞納した方に対しては、どのような対応をとっているのですか。例えば次年度まで催促をしないとか、そういうやり方でやっているわけですか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 未納になりまして、すぐに督促状というものを outs させていただきます。督促に応じなければ、現年度対策ということで、文書催告、または臨戸訪問、それでも残ってしまいますと、翌年度の合同滞納整理、秋口の合同滞納整理で臨戸訪問等して徴収を図る。それでも納付がなければ、今度は財産調査、滞納処分のほうに移行していくというような流れで、すぐにすぐ督促状を出して、本来であれば督促状を出して10日過ぎれば滞納処分をしなければならないという法律ではあるのですが、やはり納付忘れという方もいらっしゃいますので、順を追って催告して、それでも応じなかった方につきましては、最終的には滞納処分という形で進めております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 今、督促状とおっしゃいましたが、大体督促状を出した段階で納税してもらえるとすることはあるのですか、結構。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 やはり督促状を、言葉は悪いのですが、常連の方というのは、やはり納めていただけないのですが、口座振替の方で残高がなくて落ちなかった人だとか、現金納付の方でうっかり納期限を忘れてしまった方につきましては、督促状が届きますと、やはりちょっと目立つものになっておりますので、慌てて納付をいただいているという状況です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 先ほど申しましたように金額はある意味少額ですので、収納係としても大変でしょうけれども、やはり税の公平性ということを考えますと、やらざるを得ないのかなと思いますけれども、ぜひそれを公平性を保っていただくというようなやり方でやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

亀井委員。

○亀井伝吉委員 よろしく願いいたします。

個人番号カードの交付事業なのですが、どこの自治体も何か交付のパーセントが余りよくないと伺っていますけれども、板倉町もそれほどいい状態ではないと思うのですが、啓発とか、そういう点でどんなお考えでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 板倉町においては、今の時点で8.9%という交付率になっております。啓発につきましては、窓口にお越しのお客様で通知カードなどをお持ちのお客様、また身分証明書をお持ちでないお客様には、どうですかというようなご案内をいたしております。

また、あわせて窓口のほうで写真を撮らせていただいて、その写真を窓口のほうで手続を行ってあげて、お帰りいただきます。年輩の方ですと、なかなかご自身で写真を撮って申請するというのが難しいので、そ

のサービスについては大変喜んでいただいております。個人番号カードは、できましたら、板倉町役場のほうに送られてきて、板倉町役場に届きますと、その個人の方にカードが届きましたので、引き取りにお越しになってくださいということで、お手紙を出しまして、ご本人が窓口にお越しいただくというような流れになっております。

○小森谷幸雄委員長 亀井委員。

○亀井伝吉委員 町で写真を撮ってくれるということが、申請に来るときにわかっていると、もうちょっと増えるのかなと思うのです。やはり皆さん忙しいので、写真を撮りに行くというのが、また大変という考えの方もいますので、その辺の啓発もできましたら、行っていただければ、もっと数が増えるかと思うのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 ありがとうございます。そうしましたら、ホームページ、または広報紙などで、役場でも写真が撮れて申請の手続も行えますということで、PRをさせていただきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○亀井伝吉委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いします。

固定資産税ですから事務事業評価28ページになりますか、固定資産税の評価のミスというのは、平成29年度決算分でいいのですよね、課長。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 この間行われた宅地課税のミスということですが、年度としては平成29年度の事務ということで、よろしいかなと思います。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 いろいろとお話を伺って、増額された方、減額された方という部分があって、税の窓口でいうと、やはりその年によって税金を払うあれが変わったりして、税金が上がったり下がったりする方がいらっしゃるかと思うのですけれども、窓口対応、今回の宅地の税金のことで、やはり減額された人、お金が返ってきた人というのは、電話で言ったり、直接窓口へ行ったりということは、さほどなかったと思うのですが、増額された分、改めてお金を払う方に対しては、1回答弁なさった部分はあるかと思いますが、まだ1件残っているのですか、全部納まったのですか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 追徴の方につきましては、10月1日が納期限になっておりますので、今日現在全ての方に対しまして納まったのか、納まっていないのかというのは、口座振替の方もいますので、把握はしておりませんが、ざっと見た限り、一部納付、一括での全額納付の方も何名かいらっしゃっております。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、まだ10月1日を見ないと、全納されるかどうかわからないということですね。窓口対応の段階で、こういった事象がありましたというような部分で、手を焼いた部分があるかないかというのはあるのか。というのは、個人的にですが、個人名も言われて、その文言も聞いたのですが、職員の

名簿の中に該当する名前が記憶違いでなかったものですから、改めて課長のところへは伺わなかったのですが、何らかの税が5,000円かな、5,000円上がって、何で上がるのだということで窓口に向ったところ、たかだか5,000円ですからいいでしょうというような対応があったと、その人の話ですよ。それも宅地の件なのか、ほかの税なのかという記憶もちょっとあれなのですけれども、私がこういう立場ですので、ぜひそういう部分について、どうなっているのだということでお話があったのです。名前を伺ったので、名簿を見て探したのですけれども、戸籍税務課の中に該当する名前がありませんし、全職員の中でも見当たらなかったのです。名前が違うのではないということで、今話を濁している状態なのです。窓口対応というのは、先ほどの滞納分をもらいに行くのも大変でしょうけれども、窓口対応というのも非常に難しい部分があるかと思うのですが、その部分で増額になった人たちに対して、こういった部分、こういった問題があったというのは、例があればお話いただければと思います。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのお話なのですけれども、最近ですと、そういう話は、ちょっと私のところには入ってきておりません。ただ、以前、臨戸訪問に行ったときに、近所の方がいるのに税金の話をされてしまったとか、そういった形で苦情の電話が数件ありましたが、窓口で、たかだかとかというようなお話で職員が対応したというような話は、ここのところ私のところには来ておりません。

また、朝礼でも職員にはお話ししておりますが、窓口対応するときの言葉遣い、こういったものについては十分に注意するようにということで、数カ月に数回、口を酸っぱくしてお話のほうはさせていただいております。現状を知る限りでは、そういった対応した職員は、私のところには情報は来ていないところで、ご理解いただければと思います。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 だから、本当かうそかという部分があるので、直接私が行けなかった部分もあるのですが、だから当人が、該当者がいれば、ちょっと該当者を確認してというふうに思ったのですけれども、確かに何もなくて、正式にいろいろな質問に対応する部分については、峯崎課長がおっしゃるように丁寧な言葉遣いということで、いいのでしょうかけれども、やはり税額が上がってきたりして、感情的なお客様が窓口に見えられたときに、やはりこちらも冷静に対応するというのも非常に難しい部分もあるかと思うのです。上乗せ、上乗せできますから。だから、そういった部分は一人で対応しないで、やはり2名、複数で対応するとか、やはり言葉遣い、その場でちょっと間違った使い方、あるいはお怒りになったことがあれば、その場で訂正して謝罪するとか、いろいろ方法はあるかと思うのですけれども、残って持ち帰ってしまうと、そういうふうにならざるを得ないということで、また改めてお伺いに行つて話をしなければいけないような部分もありますし、失礼な言い方ですが、こちら側のミスで起こった増額分ということでもありますので、その辺の部分は引き締めて対応していただければということで、お願いも含めて、よろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご意見、十分に私ども含めまして、職員ともども改めて対応のほうをさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 時間もあれなので、短目に……

○小森谷幸雄委員長 大丈夫ですよ。

○黒野一郎委員 主要事業の概要32ページ、今あちらこちらで自転車で外国人が町の中をいろいろとやっていますけれども、この表の一番上のほうに外国人の住民関係が載っていますけれども、200人ぐらい、雲隠れではなく、正式に200人ぐらいいらっしゃるというか、届けが。

○小森谷幸雄委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 正式に住民登録されている外国の方が204名ということでございます。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 一番下のその他が51人、4分の1ぐらいですよ。これはその他はどの国、バングラデシュとか、いろいろある、わからないのですけれども、どのくらいの国、わかりますか、わからなければいいのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 宇治川係長。

○宇治川信子戸籍年金係長 アメリカの方ですとか、カナダの方ですとかおられます。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 合計というのか、20カ国とか、そのぐらいですか。そんなには、全体にはいない、住んでいないのですか、全部で、国別だと。今、アメリカとか言われましたけれども。

○宇治川信子戸籍年金係長 国別だと少数です。2人とか、3人とか、そういうレベルの方々がちらほらとおられます。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 中国よりもベトナムの方のほうが多いのですね。これは何かあるのですか。

○宇治川信子戸籍年金係長 ベトナムの方につきましては、町内に日本語学校というか、文科省とかが認定している日本語学校ではないのですけれども、留学という形でベトナムの方はお見えになっている方が多いです。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 では、最後に。それを含めて、外国の方も、先ほどの話ではないけれども、針ヶ谷委員ではないけれども、親切にしてあげて、窓口に来ると、英語とか、いろいろ今は大泉のほうでも窓口の方は英語ばかりではなくて、いろいろな外国の通訳ではないけれども、いるようですから、今度そういう板倉町の窓口、そういう方は、できる方というのは、皆さん英語は多方面であれでしょうけれども、そういう方はいるのか、今後そういう職員に対する知識、できる方はお考えがあるのですか。課長のほうかな、これは。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご意見なのですけれども、確かに今後は国際化というか、窓口でも涉外関係というのですけれども、外国の方とのやりとり等多くなってきております。非常に時間も件数も多くなっているということで、これから対策、対応をといるところがありますので、委員さんおっしゃるように、そういったスペシャリストではないのですけれども、英語が話せる方であれば、そういった方に声かけて来ていただくとか、ただ現在、英語だけではなく、ポルトガル語もタガログ語もそうですし、そうではない外国

の方々はいっぱい来ておりますので、そういった方については、今後対応をどうするかというところもありますが、現在小さい翻訳機というような、A I 機器みたいなものも普及されつつあります。今後は、そういったところも利用していただいて、日本語がいろいろな外国語に変換できて対応できるというのが普及されるようであれば、そちらのほうも利用していきたいなというような考えはあります。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 ぜひマニフェストではないけれども、サンプルではないけれども、どこの国かとちょっと見れば少しぐらいできる、そういうチラシというか、あれば参考になると思うので、ぜひそういう方向性をお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 そのようなことも検討していきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 29ページ、また見ていただけますか。

○小森谷幸雄委員長 決算書。

○青木秀夫委員 主要事業。滞納の件なのですが、最近そういう資料を出してくれない、出てこないのですが、7,000万円の滞納のうち大口といいますか、そういうのを出していたのだよね。上位10、ベストではない、これはワーストテンか。そういうの出して、その人が全体の半分を占めるとかといって、現在これは200万円以上の滞納の人というのは、この三百何人のうち何人ぐらいいるのかな、今は。概算でいいよ、13人とか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 200万円以上ですと8名になります。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 一番といっでは何だけれども、一番というのは、これは法人も入っているのしょうから、昔は法人で大口がいたみたいだけれども、それは処理したのだと思うのですが、一番というのはどのぐらいになっているのですか。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 法人。

○青木秀夫委員 法人も含めての滞納者でしょう。

○長谷見晶広収税係長 法人も含めてですけれども。

○青木秀夫委員 滞納者で大口が前あったでしょうけれども、それはもう消えたのだと思うのだけれども。

○長谷見晶広収税係長 法人町民税での大口の法人はございません。

○青木秀夫委員 固定資産税はない。

○長谷見晶広収税係長 固定資産税はあります。

○青木秀夫委員 終わったのね、その人は。

○長谷見晶広収税係長 そうです。

○青木秀夫委員 だから、それは個人かもしれないですけれども、トップは400万円ぐらいですか。

○小森谷幸雄委員長 金額ベースでトップの方ですね。

○長谷見晶広収税係長 本税で400万円はいいっていません。300万円台です。延滞金を含めると超えますけれども。

○青木秀夫委員 そうすると、約200万円以上が8名ということは、大分減ってきたのだね。前は、そういうの出してもらっていたよね。一覧表ではないけれども、上位20ぐらいかな。だから、収納効果というのは大分出ているのだと思うのですよ、皆さんの努力のおかげで。

それと、もう一つ、参考までについてに聞いてしまいますけれども、さっき皆さんの努力の結果、何ともならないので、差し押さえというような形をして、その差し押さえを執行したと、裁判所の執行官に。そういうふうに行ったケースってあるの、それは。差し押さえはしたけれども、ただで、その後の執行を裁判所に頼んでいるということは実際あるの。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 裁判所といいますか、不動産につきましては、単独で実施ができませんので、太田地区での合同公売、そちらのほうに入札に付していると、不動産につきましては。その他につきましては、預貯金や給与、年金等でありまして、こちらは債権でありますので、すぐに換価をしているところです。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、不動産は手続は大変でしょうけれども、動産の場合、例えば自動車とか、何か高価な物品があるかもしれないし、そういうものを差し押さえを実行したとかなんていうケースはあるの。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 動産につきましては、やはりそういった換価する手法が難しいので、動産の差し押さえは行っておりません。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 やってないね。やったけれども、成果は上がらなかったと、よく裁判所の執行官が差し押さえに行くわけよ。ほとんどとれないのだから、行ったら、動産なんていうのは。行ったら、とってかれるようなものはほとんどないので、形だけ差し押さえに執行官は各ところへ行くのでしょうけれども、実際は効果が上がらないというのが実態のようなので、そこまでやっていないわけね、だから。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 滞納者宅へ行って搜索という形での財産調査につきましては行っておりません。ですから、動産の差し押さえも今現在は行っておりません。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、もう一つ、合同となると、国税とか、県税も含めて絡んでくる場合があるでしょう。普通個人の場合だと、そういう人は、所得税を滞納している人は余りないのかなと思うのですけれども、あった場合なんか、合同でやった場合は国税と地方税との優先順位はどういうふうになっているのかね、これは。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 合同公売、太田地区の合同公売といいますのは、太田、桐生、館林の県税事務所と、あとは太田地区管内の市町村でありまして、国税は入っておりません。

○青木秀夫委員 違う。何かいろいろ公売するでしょう。売った、売却代金が出てくるのではない、出てくる

と、大体そういう人というのは、例えばだよ、国税なんかでも滞納しているケースもあるわけだ。なければ、それはいいのだよ。だけれども、大体……

[何事か言う人あり]

○青木秀夫委員 うん。そうすると、いろいろな、言ってみれば債権者が、国もあるし、県もあるし、市町村もあるし、そういうときにやった場合に、いわゆる売却代金、回収したお金、その配分ですよ、配分はどこか優先順位があるでしょう、法律で、それは。そうすると、せっかくやっても国が優先順位があるから、国にみんな持っていかれて残りがゼロだったとか、そういうこともあり得るのではないかと思うのだけれども。

○小森谷幸雄委員長 長谷見係長。

○長谷見晶広収税係長 国と地方につきましては、先着手ということで、先に差し押さえした、国税が先であれば国税です。ただ、民間の債務者が差し押さえを入れた場合は、町税の後であっても、例えば住宅ローンの会社、住宅ローンの会社の最初に担保に入れた日が民間のほうが早ければ、こちらが優先される場合がありますということです。

[何事か言う人あり]

○長谷見晶広収税係長 民間と地方税との中は、かなりややこしいのですけれども、国税、地方税につきましては、先着手ということで、先に手をつけたほうが優先という形です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 最後で、いつもと同じような質問なのですけれども、町民が納める町税についてお伺いしたいのですが、調定額というのがあるのですが、この調定額の確定というのは、いつごろ確定をいたしますか。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 調定額の確定につきましては、当初の住民税につきましては6月になります。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、予算を査定して立てるときの調定見込額と、この実際の6月に調定額が確定した額の差というのはどれぐらいありますか。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 済みません。予算書のほうを持ってきてなかったので、予算のほうが……

[何事か言う人あり]

○今村好市委員 2億円も変わらないよね。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 1億6,900万円です。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 それは見込み額よりは多いということですか、調定額のほうが、実際のほうが。

○小森谷幸雄委員長 川部係長。

○川部昌弘住民税係長 見込み額のほうが低くて、調定額のほうが多いです。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、いつも見込み額の何%、最近では85%、95%、見て予算を立てているのですが、毎年予算額と決算額、収入済額との差が非常に多いという話をさせていただいております。

今回は、ここ何年かは補正予算を組んでいますので、9,000万円近く補正予算を組んでも1億8,000万円、補正予算を組まなければ2億7,000万円ぐらいの、やはり予算と決算の差が出てしまうということでありますので、せっかく町民が納める税金を、その年に有効に、やはり行政運営に使ったらどうかという提案を前からしておりますので、特に町民税なんていうのは、場合によっては変動があるのでしょうかけれども、固定資産税というの、ほとんど評価替え等によっては、なければほとんどないのかなというふうに思うのですが、そういうことも含めて、収納率が96.8%と非常に高いわけですから、もう少し予算を立てるときの精度の高い予算編成ができないものかというのが1点あるのですが、どうでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですけれども、委員さんおっしゃるように、確かに予算との、調定との乖離と、行く行くは、最終的には収納額の差額というのが出てくるというような状況であります。昨年、年度途中で補正のほうを組ませていただきまして、より収納額に近い数字のほうを上げさせていただいた経緯もございます。今後につきましても、今ご指摘のあったように、より近い数字のほうを予算として計上できるよう当初予算の算定に際しては進めていきたいなと思うところであります。ここ数年、産業地域関係で、会社のほうが数社入ってきております。この会社関係が中にコンベアだとか、そういった償却資産、こういったものをふんだんに使っている会社ですと、償却のほうがぼんっと出てきますし、倉庫系ですと、またそれも違ってくるといような、そういった状況もありますので、そういったところの読みを入れるというのは、なかなか難しいところもありますけれども、より近い数字の計上のほうは状況を見ながら、詳細を調べて計算のほうをしていきたいなというふうには考えております。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 先ほど聞いたとおり、調定見込額と実際の調定確定額が1億円違うということなので、そこでもかなり安全を見ているわけですね。その上、調定見込額の95%、最近95%だけ、見ているというだけでも、前は85%とか、90%ぐらいしか見てなかったものですから、そういうことで、6月に確定をするのであれば、早目に、自分たちが納めた税金が町全体でどれぐらいになるのかなというのが、町民も関心のあるところでもあるし、やはりいろいろな事業をやる上においても、ほかの関係課では予算が足らなくて事業を切って、整理をして予算編成している部分もありますので、町税がある程度見込みができれば、6月に見込みができれば、早く補正をしてやって、それで各課の事業がもう少し町民サービスにつながる事業ができるのかなと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、やはり基金から毎年繰り出しをしておりますので、それを町税との取り合いの中で基金に戻るのが早く戻せる可能性もありますので、それは財政の調整なのでしょうけれども、税務担当としては、できるだけ正確な数字を当初予算で上げていただくと。最低でも確定した時点で補正をしっかりとすることはぜひお願いしておきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 峯崎課長。

○**峯崎 浩**戸籍税務課長 ご指摘のとおり、そういった正確な数字を速やかに出すような形で企画財政、財政サイドのほうとも調整をしながら、財政全体について展開をしていくというのは確かに必要だと思いますので、そういった形で進めていければというふうに考えております。

○**小森谷幸雄**委員長 青木委員。

○**青木秀夫**委員 長谷見係長にさっきの話、聞きはぐったのですけれども、さっきの滞納金額で、これは町民税と固定資産税と軽自動車税だけだね。7,000万円だけれども、このほかに大口で言うと国保とか、介護保険も入っているわけだ。それをトータルすると、さっきの300万円まではいかないという人も、さらには1.5倍とか、それぐらいいつているのか。その把握も全部長谷見係長のところでやっているのでしょうか。

○**小森谷幸雄**委員長 長谷見係長。

○**長谷見晶広**収税係長 先ほどの大口の方につきましては、国保税も含まれています。

○**青木秀夫**委員 含まれているのね。

○**長谷見晶広**収税係長 滞納も含まれております。

○**青木秀夫**委員 一般会計だけではなく、国保税も含めた金額で言っているのだ。

○**長谷見晶広**収税係長 含めた。

○**青木秀夫**委員 7,000万円は、こっちだけね。では、国保税も含めると、国保の滞納も相当あるでしょう。

○**長谷見晶広**収税係長 国保の滞納が7,800万円です。ですから、一般税よりも多いです。

○**青木秀夫**委員 さっきの金額、それも含めて200万円以上というのは入っているわけね。

○**長谷見晶広**収税係長 先ほどの大口滞納者につきましては、一般税だけではなくて国保税も滞納分も含めたものになっております。

○**青木秀夫**委員 それならいいのですけれども、そうでないと倍ぐらいになってしまうのかなと私思っていたから、わかりました。

○**小森谷幸雄**委員長 よろしいですか。

○**青木秀夫**委員 はい。

○**小森谷幸雄**委員長 時間オーバーしております。大変恐縮でございますが、以上をもちまして戸籍税務課の決算審査を終了させていただきます。担当課の皆さん、ありがとうございました。委員の皆さん、お疲れさまでした。

午後の再開でございますけれども、10分経過しておりますが、1時から始めさせていただきます。会計課につきましては、午前中の予定でありましたが、午後一番で審査を行いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 (午後 0時07分)

再 開 (午後 1時00分)

○**小森谷幸雄**委員長 では、再開をさせていただきます。

若干時間は早いのですが、会計課の多田会計管理者には午前中ということで、お願いがしてあったわけですが、午後にずれ込んでしまって大変申しわけないと思っております。

それでは、会計管理者のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 それでは、大変お世話になります。会計課からご説明を申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会計課所管業務に関します平成29年度決算につきまして、決算書、それから主要施策の成果に基づきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入になりますけれども、決算書の40ページ、41ページをお開きいただきたいと思います。中ほどになりますけれども、20款2項1目町預金利子でございます。備考欄にございますとおり、歳計現金預金利子収入ということで9,047円になっておりまして、前年度に比べまして6万2,376円の減額となりました。これは主に金利変動ということで、利率の関係で減額となったものでございます。

次に、歳出に移ってまいりますけれども、決算書の54、55ページをお開きいただきたいと思います。一番下になりますけれども、2款1項4目会計管理費となります。また、主要施策の成果、主要事業の概要になります。35ページをお開きいただきたいと思います。主要事業の概要、会計課会計係ということで、35ページに記載をしてございます。こちらをもとにご説明をしたいと思います。

それでは、歳出でございます。2款1項4目でございます。会計管理事業、歳出総額64万5,750円で、前年度に比べまして360円の減額となっております。

それでは、詳細を見てまいりたいと思います。まず、(1)の印刷製本費でございますが、13万1,220円でございます。前年度に比べまして9万9,360円の増額となっております。内訳といたしましては、決算書の製本費ということで105冊、こちらが3万1,860円となっております。前年度と同額でございます。増えた分といたしまして、収入日計表の印刷費ということで100冊分、5万760円、それから公金収納額集計表印刷製本ということで50冊、4万8,600円、こちらが、この2項目が増えた分でございます。合計で9万9,360円が増額ということになってございます。

次に、(2)の消耗品費でございますが、3万981円でございますが、前年度に比べて1万1,009円の増額となっております。

次の(3)の旅費でございますが、1,920円、資金運用入門研修、東京都で行われました。こちらにかかわる電車賃、旅費ということになってございます。

次に、(4)の口座振替手数料48万1,629円でございますが、前年度に比べまして11万2,749円の減額となっております。これは口座振替の件数の減少による手数料の減額ということになってございます。

以上、大変雑駁でございますが、会計課所管の決算につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審査をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 会計課の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 1問だけ。旅費で、これは成果のほう、35ページですけれども、資金運用入門研修ってありますよね。これは研修を受けて、何か今後いろいろな例えばこのようなことで、いろいろなことを取り上げるのではないですけれども、何かいいのはありましたか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 初めての研修だったものですから、非常に学ぶことが多かったのですけ

れども、難しい部分もたくさんございました。ただ、板倉町では、明確な資金運用の指針ですとか、方針ですとか、そういうものがまだ立てられておりませんので、そういったものも研究していく必要があるのかなというふうに強く感じたところでございます。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員、よろしいですか。

○荒井英世委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お疲れのところ済みません。今説明のあった印刷製本費の中で、9万9,000円のアップということで、収入日計表印刷費が100冊、公金収納額集計表印刷製本費が50冊ということは、これは平成29年度新たに入った作業かなと思うのですが、内容と、平成29年度から製本しなければいけなくなった理由があれば説明をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 説明が不足しておりまして、大変申しわけございませんでした。この2種類の帳票につきましては、以前から使っているものでございまして、銀行、金融機関の窓口収納にかかわる帳票でございます。在庫が少なくなったということで、今般急遽印刷をしたものでございまして、平成29年度になって初めて作成をしたというものではなくて、以前から使っていて在庫がなくなったので、追加で印刷製本をしたというものでございます。よろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○針ヶ谷稔也委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 主要施策の35ページ、この決算書製本費というのが105冊、3万1,000円って載っているのですけれども、これは200冊にしたらどのぐらいかかるのですか、大して変わらないのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 105冊という必要最小限の冊数ということで、ここ数年105冊で印刷製本をさせていただいております。200冊にした場合、特に改めて見積もりをとっておりませんので、幾らになるかわかりませんけれども、印刷等紙代とか、そういうものはこちらで用意をいたしますので、そんなには増えないのかなと思います。1.5倍とかにはならないのかなというふうに思っています。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 100冊のうちの配布先ですけれども、議員には来ますけれども、職員に対してはあれですか、各課別に2冊とか、3冊とか配るぐらいで、あとは公民館に置くとか、どこら辺までこれは配布しているのですか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 105冊の内訳でございしますが、議員さん皆様にはもちろんでございますけれども、職員、課長、局長、それから係長に配布をしております。それから、公示用、あとは近隣市町、館林市、それから邑楽郡内とは決算書を交換する形なのですけれども、そちらに配布をしているという形になっております。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 これは提案なのですけれども、今、職員は係長以上に配布しているということなのですが、無駄にはならないと思うので、職員全員に予算とか、決算とか、こういうものについて、財政に対する意識づけをさせるために、個人個人に配って、時間があつたら、人のことであっても、よく見て、覚えろというような形で配るようにしたらどうかと。そんなお金はかからないと思うので、厚くて、役場のデスクの上に置くと邪魔になるなんていう人もいるかもしれないけれども、それなら家へ持って帰ってもいいのだし、そういうような形で、これは検討してみる必要があるのかなと思うのですよ。全員に配るのですよ。毎年配れば、5年いると5冊来てしまうわけだから、そうすると、適当にみんなそれぞれ処分していくでしょうけれども、見る見ないは本人の自由だけれども、よくそういうのを見るようにというような形で、お金もかからないことだから、無駄を承知で、無駄を承知と言ってはおかしいけれども、配ってみる必要はあるかと思うのですが、どうですか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 委員さんのお考えも一理あるかなというふうに思いますけれども、現在一般の職員に対しましては、電子データで配布をしているというような状況になってございます。グループウェアといいまして、一般に使う、名前としましては、公開羅針盤と言っているらしいのですが、そちらの共通様式のところに掲載をして、職員誰もがそこでダウンロードができて、印刷も閲覧もできるというような形にしております。予算書についても同じような対応をとっているというのが現状でございます。

ただ、経費がかかるということで、新たに全職員分の印刷というのは十分に検討しなくてはならないかなというふうに考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 1人1冊100円ぐらいなものだろうから、予算書もつくると、この倍になってしまうかもしれないけれども、検討してみて、私らそういう今、多田課長の説明だと、電子データでどうのこうのと、そういうのになれていないから、紙を見ないと、どうもなじまないで、ちょっと時代遅れなのかもしれないですけれども、そんなお金もかからないことだから、役に少し立たせるために、意識づけするために、そういうのを検討してみてください。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 口座振替手数料についてお聞きしますけれども、これを見ますと、振替依頼者件数が4万8,000件余り、また口座振替手数料が48万1,000円とありますから、1件当たり10円ということでよろしいわけですね。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 基本的には10円となっておりますけれども、銀行関係は1件につき10円ということになってございます。郵貯に関しましては、一般的な公金につきましては1件40円ということで対応しているところでございます。一部40円の部分もあるということです。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 では、1件10円としましょう。この10円というのは、例えば群馬県のほかの自治体から比べますと、これは高いのですか、安いのですか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 基本的には同額となつてございます。ただいまちょっと訂正させてください。ゆうちょ銀行40円とお話ししたのですが、30円の間違いでございます。一般的な公金のは、町民税とかというのが30円、それから国保ですとか、介護保険、後期高齢、それから保育料に関しましては10円ということになってございます。この金額につきましては、指定金融機関がかわるとわからないですけども、基本的に郡内では全て同額というふうに認識をしております。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 もう一つお願いします。では、今度は振り込み手数料ですけども、役場が物品を購入した場合に業者に代金を支払う場合には町指定の金融機関、群馬銀行に振り込んでいると思うのですが、このときの手数料というのは幾らなのでしょう。

それともう一つ、群馬銀行というのは、町指定金融機関ですので、こういった振り込みの手数料というのは、例えば無料なのですか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 最初の質問と2番目の質問が、ちょっと何か同じような感じがするのですけれども。

○本間 清委員 役場が業者の方から物を買った場合、そのときに群馬銀行を通して業者の指定口座に支払っていると思うのですけれども、このときの手数料というのは、やはり同じ10円ぐらいなのですか。

○小森谷幸雄委員長 多田課長。

○多田 孝会計管理者兼会計課長 町から会計管理者名で振り込む場合には手数料はかかりません。無料となつてございます。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○本間 清委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかになければ。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 終了させていただきます。

では、以上をもちまして会計課の決算審査を終了させていただきます。多田課長、大変ありがとうございました。

15分遅れでスタートしております。そういった関係も含めまして、会計課と健康介護課の間、休憩はとりませんので、このまま続行させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」「補足説明」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 それでは、戸籍税務課からですけども、補説説明がございますので、お時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、峯崎課長、お願いします。

○**峯崎 浩**戸籍税務課長 それでは、戸籍税務課より、先ほどの決算審査のときに本間委員から質問がございました、軽自動車税の関係の滞納金額と滞納件数ということでございますが、滞納世帯数が66件で滞納金額が74万2,400円ということになっております。ただ、車種別等については、1件の方がオートバイを持っていたり、テラーを持っていたり、コンバインを持っていたり、いろいろパターンがありますので、これは1件ずつ調査をしないとわからないということで、数字自体は、こういった数字で対応のほうはさせてもらっているというのが実情でございますので、ご了解いただければと思います。

○**小森谷幸雄**委員長 よろしいですか。

「はい」と言う人あり

○**小森谷幸雄**委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから健康介護課の決算審査を始めさせていただきます。

前もって申し上げますが、説明につきましては、決算書及び重点事業を中心に簡潔にお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小野寺課長からお願いします。

○**小野寺雅明**健康介護課長 お世話になります。

まず初めに、課全体につきましてご説明を申し上げます。健康介護課につきましては、介護高齢係、保険医療係、健康推進係の3係でございます。一般会計で歳出金額の大きな事業といたしましては、一般会計の繰出金として国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。それと、後期高齢者療養給付費の負担金、それと子供、重度心身障害者、母子家庭等の保険診療自己負担分を無料とします福祉医療費の支援事業です。それと、邑楽館林医療事務組合負担金、住民健診事業、各種がん検診事業、各種予防接種事業でございます。

また、特別会計の後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、また介護保険特別会計の3つの特別会計を所管しております。

特別会計の決算の状況でございますが、まず後期高齢者医療特別会計につきましては、決算額は前年度比で歳入総額が6.5%の増となっております。歳出総額が7%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、平成30年4月からの都道府県単位の広域化に向けまして、保険税率の見直しを実施いたしました。決算額は前年度比で歳入総額が6%の減、歳出総額が5.7%の減となり、特に保険給付費が7.7%の減となりました。

最後になりますが、介護保険特別会計につきましては、平成29年度が平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の最終年度でありまして、平成30年度から平成32年度までの3年間の第7期の介護保険事業計画の策定年度でありましたので、介護保険料を含めた計画の見直しを実施いたしました。決算額は、前年度比で歳入総額が6%の増、歳出総額が6.8%の増となりました。

それでは、細部につきまして、各担当から順次ご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○**小森谷幸雄**委員長 それでは、介護高齢係、小野寺係長、お願いします。

○**小野寺昌幸**介護高齢係長 お世話になります。介護高齢係、小野寺と申します。よろしくお願いいたします。

まず、一般会計からご説明をいたします。歳入につきましては、18ページから48ページまで記載がございますが、内容につきましては、国庫支出金及び県支出金等でございます。おおむね前年度同様であり、大幅な増減はございませんので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、歳出につきましてご説明をいたします。84ページ、85ページをごらんください。高齢者福祉費でございますが、詳細につきましては、備考欄をご参照いただければと思います。

続きまして、ページをめくっていただきまして、87ページでございます。介護予防ケアマネジメント事業の介護予防サービス計画作成費委託料298万7,900円でございますが、前年度比58%となっております。これは平成29年度から介護保険制度におきまして、介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことにより、訪問型、通所型サービスのみの利用者に対する計画作成費を介護保険特別会計、5款地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント事業費から支出することになったことによるものでございます。その他の歳出につきましては、前年度同様であり、大幅な増減はございませんので、説明は省略といたします。

以上で一般会計の説明を終了いたします。

続きまして、平成29年度介護保険特別会計決算についてご説明いたします。10ページと11ページをお願いいたします。介護保険特別会計のページでございます。平成29年度介護保険特別会計の特徴につきましては、第6期介護保険事業計画の作成年度で最終年度であり、第7期計画策定年度であったこと、歳出5款地域支援事業費が再編され、介護予防・日常生活支援総合事業を開始したこと、包括的支援事業に新たな事業が加わったことが挙げられます。介護保険事業につきましては、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料、国、県及び町の財源により運営しており、板倉町の平成30年3月末現在の第1号被保険者が4,635人であります。参考といたしまして、高齢化率でございますが、31.3%、前年度比1.0%の増でございます。保険給付費につきましては11億292万5,999円で、歳出総額の90.4%を占めております。平成30年3月末現在の要介護、要支援認定者数は630人となっており、各種介護サービスを利用しております。

引き続き、歳入明細についてご説明いたします。1款1項1目保険料2億6,630万2,850円、3.5%の増でございます。この歳入は第1号被保険者の方からの保険料でございます。

次に、3款国庫支出金、次のページ以降の4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、歳出の2款保険給付費及び5款地域支援事業費に対しまして、国の定めた割合で交付されたものですので、省略をさせていただきます。

14ページと15ページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金でございます。一般会計からの繰入金である介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金につきましても、国の定めた割合での繰り入れとなりますので、省略をいたします。

なお、7款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、名称が変更となっておりますが、詳細につきましては、歳出にて説明をいたします。

歳入についての説明は以上となります。

続きまして、20ページと21ページをお願いいたします。歳出でございます。歳出明細につきまして、支出済額で説明をいたします。1款総務費につきましては、平成29年度は第7期介護保険事業計画策定年度であったため、高齢者福祉計画策定事業を実施し、委員報酬及び委託料163万2,300円ございました。その他に

つきましては、職員人件費、介護保険被保険者の管理、介護保険料徴収及び介護認定等にかかわる事務的経費でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。2 款保険給付費11億292万5,999円、4.1%増でございます。給付費につきましては、要支援、要介護認定者の方が平成29年度中に利用した介護サービスにかかった費用の9割または8割分を国保連合会を経由して各種サービス事業所に支払った費用でございます。要支援、要介護認定者の合計は、前述のとおり630人と前年度から43名減となっておりますが、これは後述する介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことで、要支援認定者が減少したことに伴うものでございます。一方で要介護認定者の微増により給付費が増加傾向となっており、平成29年度につきましては、初めて11億円を超えております。

次に、1 項介護サービス等諸費10億1,505万218円、5.2%増となっております。

26ページ、27ページをお願いいたします。2 項介護予防サービス等諸費2,904万5,250円、38.2%減でございます。これは介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、介護予防訪問介護、通所介護及び介護予防サービス計画給付費の一部が5 款地域支援事業費に移行したことによる減でございます。以上で2 款保険給付費についての説明を終わりにいたします。

続きまして、32ページ、33ページをお願いいたします。5 款地域支援事業費4,268万1,070円、78%増でございます。地域支援事業が再編されたことによる増でございます。1 項介護予防・生活支援サービス事業費、2 項1 目一般介護予防事業費の一般介護予防事業評価事業及び3 項包括的支援事業・任意事業費の在宅医療・介護連携推進事業が主な増でございます。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費1,390万9,377円でございます。これまで予防給付であった介護予防訪問介護及び通所介護が5 款地域支援事業費に移行し、訪問型サービス及び通所型サービスとして名称及び内容を変更したものでございます。

続きまして、2 目介護予防ケアマネジメント事業費168万2,000円でございます。これまで予防給付であった介護予防サービス計画の一部が5 款地域支援事業費に移行し、介護予防ケアマネジメントとして名称及び内容を変更したものでございます。

続きまして、5 款2 項一般介護予防事業費413万5,736円、71.3%減でございます。平成29年度におきましては、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業におきまして、各種健康づくり、介護予防教室の実施や出前講座等を行い、延べ3,300人を超える方にご参加いただきました。また、平成29年度は、第7期介護保険事業計画策定年度であったため、同計画策定に必要な調査といたしまして、一般介護予防事業評価事業にて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料111万9,000円の実績となりました。

最後に、34ページ、35ページをお願いいたします。第3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費2,281万977円、242.2%増でございます。昨年度までは介護予防事業に携わる職員3名のうち2名分の人件費を5 款1 項介護予防事業費で計上していましたが、平成29年度からは包括支援センターの職員3名分の人件費を計上しております。また、同事業に新たに在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業が加わりました。在宅医療・介護連携推進事業につきましては、1 市5 町で館林邑楽郡医師会に事業を委託し、1 市5 町で負担金を支出しております。

歳出についての説明は以上となります。

これをもちまして、平成29年度介護保険特別会計決算及び介護高齢係決算説明を終了させていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

続きまして、保険医療係、小野田係長、お願いします。

○小野田裕之保険医療係長 お世話になります。保険医療係の小野田と申します。

私のほうは、まず一般会計のほうを説明させていただきまして、続いて後期高齢者医療特別会計、その後国民健康保険特別会計のほうを順に説明させていただきます。

まず初めに、一般会計の説明に入らせていただきますが、お時間も限られておりますので、主要事業のみのご説明ということで、お許しいただければと思います。

保険医療係の主要重点施策としましては、福祉医療の支給事業の拡充がございます。決算書でいいますと、90、91ページをごらんください。91ページの備考の欄、一番初めの二重丸に福祉医療費支給事業がございます。こちらについてご説明をいたします。初めに、本事業の概要ということで、少し申し上げます。福祉医療費支給事業は、子供、重度心身障害者、母子父子家庭の親子が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担分の費用を町単独分を除きまして、県と2分の1ずつ支給する制度でございます。それで、91ページの上のところの歳出の3款1項4目になりますが、決算総額で1億1,018万2,489円となりまして、20節の福祉医療扶助の1億825万4,960円といたしますのが、対象者の自己負担分の支給額でございます。平成29年度からの事業ですが、町の単独分といたしまして、従来の支給対象に16歳から18歳の、いわゆる高校生世代を加えまして、入院に係る医療費と食事代を無料化として拡充いたしました。周知の方法としまして、広報紙や町ホームページなどに掲載をいたしましたが、実績としましては1件ということでございました。給付の内容といたしましては、骨折によります5日間の入院ということで、医療費が11万2,530円、食事代が3,240円、合計で11万5,770円の給付実績というふうなことでございます。

以上で一般会計のほうの説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計のほうの説明をさせていただきたいと思います。決算書の後期高齢者医療特別会計という緑の紙が挟まったところの決算書の2ページ、3ページをお開きください。こちらですが、2ページ、3ページになりますが、こちら款項ごとの収入の決算でございます。

3ページ、歳入の合計の収入済額をごらんください。歳入合計ですけれども、1億5,111万4,457円でありまして、予算現額に対しまして98.8%の割合となっております。前年度に比べまして926万1,650円、6.5%増加をいたしました。こちらにつきましては、主な増加の要因ですが、被保険者数の増加に伴いまして、1款保険料の増額ということになっております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。こちらも款項ごとの歳出でございます。5ページにあります歳出の合計支出済額をごらんください。歳出合計ですが、1億4,971万3,046円で、予算現額に対しまして97.9%の割合となっております。前年度に比べ983万3,960円、7%増加をしております。主な増加の要因としましては、2款後期高齢者医療連合納付金が挙げられますが、保険料の増加に伴いまして、保険料負担金が増加したためということでございます。

なお、歳入歳出差引残額及び実質収支額は140万1,411円というふうになりました。

簡単であります。これで後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算についてご説明させていただきます。後期高齢者の次の緑色の紙のところが国民健康保険の決算になっております。

それでは、2ページ、3ページということで、ご説明させていただきます。款項ごとの歳入決算でございます。3ページ、歳入合計の収入済額をごらんいただければと思います。歳入の合計ですけれども、24億2,833万3,271円で、予算現額に対しまして98.1%の割合となっております。前年度に比べ1億5,494万4,219円、6.0%減少をいたしました。主な減少の要因ですが、保険給付費の減少に伴いまして、9款繰入金、3款国県支出金などが減少したためでございます。

続きまして、歳出ですが、4ページ、5ページに関連しているのですが、済みません。ページでいいますと、6、7ページを開いていただきたいのですが、こちらは同じく款項ごとの歳出でございます。こちら7ページの歳出合計の支出済額をごらんいただければと思います。歳出の合計ですけれども、23億1,916万5,236円で、予算現額に対しまして93.7%となっております。前年度に比べ1億4,026万5,694円、5.7%減少しております。主な減少の要因といたしまして、C型肝炎の新薬の服薬者が平成28年度をピークに減少いたしまして、2款保険給付費が大幅に減少したためでございます。

なお、平成29年度につきましては、赤字補填をしないという決算になっております。

そうしまして、歳入歳出差引残額ですが、1億916万8,035円ですが、繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越すべき財源の250万4,000円を差し引いた実質収支額ですけれども、1億666万4,035円ということになりました。

以上、簡単でありますけれども、国民健康保険特別会計の説明を終わりにしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。

続きまして、健康推進係、山岸係長、お願いします。

○山岸章子健康推進係長 よろしく申し上げます。健康推進係、山岸と申します。

決算書のほうの100ページ、101ページをお願いいたします。備考欄、一番下の二重丸、住民健診事業からご説明します。内容につきましては、結核検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、若年者検診、肝炎検査等に係る検診委託料が主な支出であり、720万4,691円でございます。

歳入につきましては、県保健衛生費、健康増進事業費補助金ということで、109万4,335円でございます。検診費の一部ですとか、需用費、郵送代等が補助の対象になっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。102ページ、103ページをお願いいたします。103ページの備考欄中、上から4番目のがん対策強化推進事業でございます。内容につきましては、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの検診に係る経費が主なものでございます。受診率向上対策としまして、平成28年度から町単独事業としまして、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診の担当者の方のうち5歳刻みの一定年齢の方に無料クーポン券の発行をしております。さらに、平成29年度は重点事業としまして、子宮頸がん検診における個別検診の自己負担の部分を、今までは1,500円だったのですが、こちらを500円に下げまして、受診しやすい環境づくりを行いました。その結果、若干ではございますが、20代の若い年齢層の受診者が増え、よい成果が得られたと思います。

続きまして、その下のがん検診推進事業（補助）でございます。こちらの事業は、国の補助事業となっております。内容につきましては、乳がんが40歳、子宮頸がんが20歳の方へ無料クーポン券の発行をいたしま

した。また、がん検診の受診率の向上を図るために平成29年8月末現在でがん検診を受診されていない方に再勧奨の通知を発行いたしました。この再勧奨の通知を発行した方、対象となった方が、先ほどがん対策強化推進事業の町単独事業として無料クーポン券を発行しておりますが、その方のうちまだ受診をされていない方に対して受診のご案内をさせていただきました。さらに、がん検診を受診後、精密検査が必要な方に対して、まだ医療機関を受診されていない方に対し、受診の再勧奨の通知を発行しております。それらに対する事務費や郵送代に係る経費が主なものでございます。歳出は48万8,000円でございます。歳入は国庫補助金、がん検診推進補助金11万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。105ページをお願いいたします。備考欄、上から3番目、不妊症及び不育症治療費助成事業でございます。こちらの事業は、平成29年度の重点事業であります。内容につきましては、お子さんが授からないご夫婦に対して不妊症及び不育症の治療費の一部を助成するものでございます。体外受精などの特定不妊治療及び男性不妊治療につきましては、群馬県の助成に上乗せしまして、特定不妊治療のほうは1回当たりの助成費、上限が10万円、男性は1回当たりの助成額上限が15万円ということで、通算6回まで助成を行えるようにいたしました。薬物療法などの一般不妊治療につきましては、医療保険の適用の有無にかかわらず年度の上限額が5万円で通算5カ年度まで、不育症治療につきましては、年度で上限額が30万円、通算5カ年度までの助成を行えるようにしました。医師の証明書の発行の手続の関係で、年度をまたいで申請を提出されることがあり、実績に多少の誤差が生じる場合がございますが、平成30年4月末現在の申請数で報告させていただきますと、特定不妊治療費の申請は5名でございます。そのうち1名の方が年度内に2回申請されております。一般不妊治療費の申請は1名ございました。歳出額ですが、56万6,000円でございます。

以上、健康推進係の説明につきましては以上でございます。

○小森谷幸雄委員長　ありがとうございます。

以上で健康介護課の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員　国民健康保険ですけれども、国保の成果のところで、赤字補填分繰出金、一般会計からの赤字補填分、これが今回はゼロということで、本当に珍しいなという部分ですけれども、過去にもゼロというのはなかったのではないかと思いますけれども、それでちょっと国保の27ページ、保険給付費がありますよね。恐らくさっきの説明でありましたけれども、給付費、それが大幅に減額されているということなのでしょうけれども、この決算書を見ましても、例えば不用額がありますよね。保険給付費の一般被保険者療養給付費、これが7,800万円の不用額、すぐその下の退職、これが1,300万円ですか、の不用額が出ていますよね。恐らくこの辺のことだと思うのですけれども、先ほどの説明の中で、C型肝炎の方が平成28年度をピークに減少しているということですよ。恐らくそれが大きな要因ではないかということなのですけれども、そのC型肝炎の方の、例えば平成28年度の患者数とか、給付額、平成29年度の患者数と給付額、もしそれが出れば。

○小森谷幸雄委員長　小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長　荒井委員のご質問にお答えいたします。

平成28年度のC型肝炎の新薬の服薬をされた方が52名おります。それで、国保の負担額ですが、合計で1億3,439万9,601円です。1億3,439万9,601円になります。それと、平成29年度になりますが、平成29年度が服薬をされた方が17人いらっしゃいます。国保のほうの負担額ですが、3,910万2,686円です。3,910万2,686円というふうなことでございます。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 わかりました。平成28年度で1億3,000万円ちょっと、平成29年度で3,900万円、1億円近くの幅があるわけですね。そうすると、大体やはり一般会計からの繰出金というのは、例年1億円前後でしたから、この分ということで、あれですね。わかりました。結構です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 主要事業の関係の中で住民健診なのですけれども、この住民健診、毎年かなということなのですけれども、というのは受診率がいまいちということで話をしているのですけれども、自分の健康は自分でつくるのだということになるのですよね。結果的にふたをあけてみると、自分の健康は自分でというふうな思いの方が、なかなか積極的に取り組んでくれないということのあらわれかなと思うのです。今の状況、平成29年度に関しては、どのぐらいの受診率で出ましたか。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 平成29年度の受診率ということで、国民健康保険の被保険者の40歳から74歳を対象にしました特定健診というのがございますが、こちらの受診率ですけれども、受診率が50.7%、内容ですけれども、対象となる人数が3,678人の方がいらっしゃいまして、実際受診をしていただいた方が1,866人です。ただ、この1,866人という受診率の50.7%、この中には検診の種類として集団と個別とあと人間ドックがございます。集団で来られた方が、その1,866人のうち1,520人、個別の検診を受けた方が220人、人間ドックが126人というふうな内訳になっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 高齢者になると後期高齢の人間ドックもあるわけなのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 申しわけございません。確かに後期高齢者の検診もございましたので、後期高齢者のほうもちょっとお話をさせていただきたいと思います。

後期高齢者の検診ですが、こちらは対象の方が75歳以上というふうなことでございます。平成29年度ですけれども、対象の人数が2,051人で、受診をされた方は692名です。その内訳ですけれども、後期高齢者の検診のほうには、受診率には人間ドックを含めないということで、集団健診に来られた方513名、それと179人の方が個別の検診を受けられました。の692名ということになります。ちなみに人間ドックを受けられた後期の方は24名いらっしゃいました。受診率は33.7%というふうになっています。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 それは後期高齢ですね。後期高齢の資料を見ると、人間ドックへ行く人もちょっと少な

いよなと見かけられます。住民健診もそうなのですけれども、集団の住民健診ね、集団だと、やはり混むなとか、また大変だとか、特定の医療機関の中で検診というふうな対応をとる後期高齢の方がいるのですけれども、やはりその方はいろいろな角度で検診もし、また自分の健康は自分でというふうなことの中で、しっかり押さえているのかなと思うのですけれども、やはり若年層、若い人での住民健診がなかなか行き届かないのかなということなのですけれども、この骨密度の検診とか、例えば歯周病、これは5歳ピッチで無料でやられていますよね。無料というか、500円か、500円負担でできているのか。そういうふうなことにに関して、それぞれの人数が表記されているのですけれども、この費用に関しての、どのぐらいの受診率でいっているの。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 まず、若年健診からなのですけれども、対象者の方が20歳から39歳までということです。通知を出した方が2,830名でございました。職場等で健診を受ける機会のない方はどうぞということになっておりますので、この中には、多分職場で健診があるという方も対象者の中には含まれているかと思います。受診者のほうですが、246名でございまして、受診率のほうは8.7%でございました。骨粗鬆症検診のほうですが、平成29年度対象者のほうが830名でした。受診者が129名で受診率のほうは15.5%となっております。歯周病検診につきましては、対象者のほうが1,070名、受診者が88名で受診率が8.2%となっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 この88名の歯周病、数字が非常に低いよね。これは特定医療機関、例えば歯医者さんで診るという、行かなくてはいけないということもあるのですけれども、非常に関心が少ないと言ってもいいのかなと思うのですけれども、この資料もそうなのですけれども、20代、30代の方は、やはり関心がもっと少なくなってくる。そういうふうな意味ですと、やはりいろいろな周知徹底もしながら、受診率の向上も含めてそうなのですけれども、自分で健康はつくるのだという意識を持ってもらいながら対応していかないと、なかなか進んでいかないと思うのですけれども、それについて課長はどんなふうに思っていますか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明健康介護課長 今、延山委員がおっしゃったとおり、確かに受診率が低いのですが、特定健診等につきまして、確かになかなかいろいろなことをやっても上がらないというのはあるのですが、平均でいくと、ちょっと群馬県の中では、平均よりちょっといいぐらいなのです。ですから、どこの市町村も平均でいうと50を切っているような状況になっていきますので、板倉町も目標としては60%に何とかしたいという考えもありますので、今後もよりやるたびに、どうやったらいいかということで、いろいろ考えながら住民の方が受けやすいような体制をつくっていききたいというふうには考えております。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 集団健診なのですけれども、やはり受診者の非常に混み合う、その日、その時間によって混むということが、前々から非常にネックというか、だから嫌なのだよというふうな人もいると思うのですよ。なかなか解消できないのといっても、町民が一举に来ると30人、40人、入り切れないほど待ち時間がある。1時間待ちだよとか、1時間半待ちだよ。そうすると、困るよと、こんなに混むのではというふうな

住民も出てくるのかなと思うのですよね。だから、大きな行政区だとすると、やはり今再編されて、より大きくなってきてしまった。以前の再編前にしてもそうなのですけれども、それでも非常に待ち時間が多いということで、クレームは恐らく行っていると思うのですけれども、やはりそういう対応も考えていかないと、やはり向上につながっていかないのかなと思うのですけれども、どうですか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺課長。

○小野寺雅明健康介護課長 そうですね。それなので、意外と朝が混みまして、お昼近くなってくるとすいてくることもありますので、そこら辺のことも、朝一番で皆さん受けたほうが、バリウム等ある方は受けてからでないで食事がとれないというのもありますので、やはり朝来ると思うのですけれども、やはりもうちょっと時間をずらすとか、そういうのも通知とかにも加えながら、何とか住民の方が受けやすいような体制ができるように1年1年努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 朝食をとらずに行きますよね。朝食をとらずに行くということは、いろいろな数字的なもので、朝食をとると正確な数字があらわれないというような意味だとは思っているのですけれども、そうすると、例えば11時なら11時に時間ぎりぎりに行こうと、すいたかなと思って行くわけなのですが、そこまでの時間、朝食をとらずに待機しているということなのですよね。あれは午前だけですよね。午後の部の場合は、その方も朝食をとらないのですか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 今のご質問なのですけれども、胃がんのバリウム検診は午前中のみ実施しています。血液検査の中で朝食をとらないが関係あるのが血糖値の部分なのですけれども、バリウムを飲まない方については、食事をとってきていただいて構わないことになっています。そして、血液検査の中で、今日御飯を食べましたかということを聞いています。御飯を食べてないよという方と、何時に御飯を食べたという方と聞いていますので、例えば血糖値で食後何時間の血糖値だとか、空腹時血糖が何時間だということで、御飯を食べているのか食べていないのかというところの血糖値を出すようにしています。平成29年度ですと、午前午後実施した日が6日間ございます。その6日間のうち午後の部は、先ほど申し上げましたとおり胃のバリウム検診がございません。血液検査の方は朝御飯もお昼御飯もとって来所していただく形になります。バリウムだけですね、ちょっと関係があるのが。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 血液検査の数字、あらわれが、結果が、正確な数字が出てこないということで、食事はしないでということが原則ということなので、食事をとってしまったのですよというふうなこと、例えば忘れてしまって、では今日は行けないよとか、御飯を食べてしまったから、今日は予定日なので行こうと思っても行かないというふうなことにも。今の山岸係長の説明だと、そのとった時間によって数字の誤差を修正するということの今話をしたのですけれども、大丈夫なのですかね。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ちょっと平成29年度の健診ガイドにいろいろ健診のご説明を入れているところなのですけれども、その辺の具体的な表示がございました。そう思われる方もいらっしゃるかと思いますので、そのあたりも健診ガイドに載せたいと思うのですけれども、一応先ほど申し上げましたとおり食事

と関連するのが血糖値の部分なのですけれども、やはり人間の体は1日の中で上がったり下がったりしているのですよね、血糖値って。おなかですくとか下がって、食後2時間ぐらい、たしか上がっていった、波があるのですけれども、そんなことで食事をとった時間、とっていない場合ということで確認をしていますので、健診の検査値の精度については、ある程度のものが確認できます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 1つだけ。その場合、今の案内には、食事をとらずに来てくれというようなただし書きになっていますよね。そうなってくると、やはり括弧書きなので、食事をとった方でも受診は可能だということもちょっとつけ加えた形の中の文章の出し方ですと、今朝行くのを忘れてしまったから食べてしまったという方も安心して行けると。誤差は、いずれにしても大丈夫なのだなと、帰ってくれと、戻されてしまうことはないのだなというふうに思うのだよね。だから、それを踏まえて。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 健診ガイドのほうにきちんと検査の説明のほうを載せて、わかりやすくお伝えしていきたいと思います。ありがとうございました。

[何事か言う人あり]

○山岸章子健康推進係長 はい、わかりました。ありがとうございました。

○小森谷幸雄委員長 よろしいでしょうか。

○延山宗一委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 お願いします。主要施策の46ページ、福祉タクシー利用料金補助事業です。年間2万4,000円の補助をしているということですが、今、タクシーに乗りますと、ちょっとしたところ、ちょっとした買い物に行きましても、1,000円ぐらいはゆっくりかかってしまうと思うのですけれども、そうすれば往復2,000円、そうしますと、2万4,000円ですと、一月に1回ぐらいのペースでしかお買い物できないということになるかと思うのですけれども、その割に利用率が40.5%というふうにありますけれども、ちょっと低いと思うのですけれども、使い勝手が悪いとか、何かほかにもそういった理由というのがあるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 福祉タクシーの件でございますが、委員さんのおっしゃるとおり利用率40%ということで、この利用率につきましては、ほぼ過去同水準で推移しております。こちら福祉タクシー、交付はしているのですけれども、一つ大きな理由といたしまして、いざとなったときに使おうと考えている方が多いというのが挙げられると思われまます。補助自体は1枚500円の券が年間で48枚ということで、2万4,000円交付をされまして、1回の乗車につき2枚まで利用できるという仕組みにはなっております。ただし、先ほども申したとおりなのですけれども、支払う額はゼロではないというところ、さらにいつかタクシーを使おうということで、たんすの奥にしまっている方が多いというのは、こちらでも聞いているところでございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 そうしますと、1年に2万4,000円ということですが、1年間全く使わなくても翌年2万4,000円分出るということですね。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 このタクシー券につきましては、毎年1月に民生委員さんを通じまして、取りまとめを行っております。民生委員さんが挙げてきた方につきましては、こちらも条件等は精査しておりますが、昨年度利用していないから、今回は交付しませんよということではございませんので、そういったところでは交付をしているところでございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員。

○本間 清委員 あと、一番下の段に運転免許自主返納者に対して1年間に1万2,000円、そして2年間利用できるということで助成しておりますけれども、これは1回限りということらしいのですけれども、運転免許を返納したばかりの方ですと、割合活動的な方が多いと思うのですけれども、正直この金額では、ちょっと物足りないかなと思っておるのですけれども、そういったさらなる支給の要望というのはあるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 タクシー券の自主返納者の件につきましては、先ほど委員さんのおっしゃるとおり1万2,000円ということですが、福祉タクシーの要件と重複する方につきましては、福祉タクシーにつきましては、毎年交付をしておりますので、どちらが有利かというところで、福祉タクシー券のほうを採用させていただき、申請された方につきましては、そちらでどうですかという打診をした上で、福祉タクシーのほうで交付するようにしております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 本間委員、よろしいですか。

○本間 清委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

青木委員。

○青木秀夫委員 今の福祉タクシーのことで、私も時々聞かれるのですけれども、今、小野寺係長の説明だと、使い勝手が悪いのは、いざというときに備えてたんすの中にしまっておいて、時期が来て時効になってしまって使いはぐってしまったのだと。本間委員は、それは繰り越せないのかということも聞いているのだよ。余ると返納するのでしょうか、全部。それで、それはいいよ。

それで、使用率が低いというのは、一つには、そういう見方もあるけれども、もう一つは1,000円までという、1回ね。1,000円までという制限があるわけ。そうすると、例えば古河まで行きたいと、あるいは館林まで行きたいと行くと何千円かかかるわけだ。そのうちの1,000円は使えるけれども、残りは自腹で負担しなくてはならないと。そうなると、1,000円は出るけれども、負担する部分があるから、どうしても親戚の人とか、近所の人とか、知り合いの人を使って乗せていってもらうから、その福祉タクシーは使えないと。そういうケースもあるので、その1,000円という上限を撤廃すれば、1回古河へ行って帰ってきたら、恐らく三、四千円ぐらいかかるでしょう。五、六千円のお金が1回でなくなってしまうわけよ。

だから、そういうことで使えるのだけれども、前は500円だったのだよね。これは倍に1,000円に増額になったのだよね。だから、500円というのは非常に使い勝手が悪いということで、差額負担をしなくてはなら

ないので、ついおっくうになってしまうと。おっくうになってしまうから、そうすると、何か別の方法を考えて、近所の人とか、親戚の人だとか呼んででも乗せていってもらうから、結局福祉タクシーを使わずに1年間終わってしまうと。そういう声は時々聞いているのですよ。恐らく事務局にも相当入っていると思いますよ。だから、これはどうなのですか。これを不正に使う人はいないと思うので、その上限を撤廃して、好きなときに使ってくださいといえば、ちょっとそれは近所だけではなくて、古河でも藤岡あたりだって結構かかるでしょうね。館林へ行くとかというときに使わせれば、これはもっと使用率というか、消化率は上がるのではないかと思うのですけれども、その辺検討してみてくださいよ。これは時々聞かれるよ。耳に入っているのだと思うのですけれども、これは上限を撤廃するのですよ。そうすれば1回5,000円でも、極端に言えば2万円でも使えるわけだ。そうすると1回で終わってしまうわけだ、2万4,000円のタクシー券なんていうのは。それがネックになっていると。

小野寺係長の説明の説もあると思うのだ。ぎりぎりまで持っていて、いよいよお金がなくなったときとか、あるいは困ったときに、それを使おうと。今は自分のお金で行けるのだから、いいやという。私は、それよりもタクシーを使っていないのではないかと思うのだよ。無理して自転車で行ってしまおうとか、そういうことをやっている人もいるのかなと思うので、ぜひ上限を撤廃するというような形を検討してもらえれば、2万4,000円ぐらいならあつという間に、では自分の娘が古河にいるから、ちょっと行ってみるかなんていうと、1年に2回も行ってきたら、これは終わってしまいますよね。だから、そういうことも、せつかく使う、何に使ったっていいのでしょうから、ぜひ検討してみてください。私も何度か聞かれていますので、今、本間委員に関連して、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、どうですか。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 青木委員のおっしゃいましたご意見、事務局にも届いております。ただし、これが難しいところが、こちら事例としてあったケースですけれども、例えば初乗りだけ乗る方、今780円が初乗りだといいますと、タクシー券を2枚出してしまいますと、1,000円出す形になります、2枚まで出せるということで。そうしますと、その差額の220円がタクシー業者の収入になってしまうというところで、補助という趣旨がちょっとずれてしまうのかなという、そういった事例がございました。ただし、そういったタクシー会社の運転手さんですね、なかなかそういった制度につきまして、周知不足のところもございまして、本来は差額を払うという、これが大原則なのですけれども、それ以上取ってしまう。さらに言うと、1,500円とか、2,000円1回で取ってしまうという事例も過去にはありました。そういったところで、タクシー券の使い方でございますが、検討いたしまして、この利用率、横ばいになっておりますので、福祉タクシーの趣旨といたしましては、外出支援というのがございます。この外出支援が横ばいというものではまずいと思いますので、今後ひとつ検討の材料として考えていきたいと思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よく検討してください。

小野寺課長。

○小野寺雅明健康介護課長 何回かこういった話はあるのですが、もともとこの福祉タクシーの趣旨としましては、そのタクシーにかかった一部を補助するということで、所得制限とか、そういうのは設けずに、町の単独事業ということでやっておりまして、本来ですと、タクシーというのは、自分のお金で乗ってもらう

ことが前提だと思うのですけれども、それに対して始まった当初は、1回乗るに当たって500円だけは町が補助しよう。ですけれども、それでは低過ぎるということもあって、初乗りも間に合わないということなので、1回1,000円まで補助するというふうに変わってきた経緯がありまして、500円から1,000円にかえたときも、結果的には伸びていないのです。同じ利用率なのです。ですから……

[何事か言う人あり]

○小野寺雅明健康介護課長 はい。撤廃というのは、ちょっと町単独のそういった事業でもありまして、1回に1,000円を補助するというような趣旨でやっている事業というふうになっているのです。ですから、年間2万4,000円というよりか、1度の乗車について1,000円を補助するというような形でやっているというのが現状でございます。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 いろいろ検討してください。

○小野寺雅明健康介護課長 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 お願いいたします。決算書だと、ちょっとわかりづらいと思いますので、主要事業の概要の52ページ、53ページでお願いをいたします。

法定予防接種事業ということで、こんなに予防接種しているのだということで、改めて驚かされるのですが、1つは今、風しんがマスコミを通じて注意を喚起されているわけですが、これはあれですかね、風しんを打たなかった世代とか、1回だった世代というのがある上で、今そういう注意喚起があるのだという認識でよろしいのですか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 針ヶ谷委員のおっしゃるとおりで、今平成2年生まれが28歳になるのですけれども、それ以降の28歳以下のお子さんは、はしか、風しんの予防接種を2回受けていることになります。平成2年のお子さんは高校3年生で受けています。今は1歳のときと小学校に上がる前ということなのですけれども、平成2年のお子さんが2回受けています。平成元年以降の方が乳児期の1回のみになっています。今週の上毛新聞に出ましたとおり、高崎市で20代の方が報告されましたけれども、28歳までは2回打っているはずなので、平成元年生まれの方なのかなという認識でおります。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 なかなかここに、53ページに一覧表で挙げていただいているのですが、これは実施回数、実施回数ということは、この回数を受けなくてはいけないという認識だと思うのです。実施人数が載っているわけですが、これは町の対象者、接種率というのが書いてないのですが、期間があるので、本人の感覚というか、あれで、母子手帳が何かに記録しながら受けた受けてないというのはカウントしていくのだと思うのですけれども、大まかに大体9割なのか、8割なのか、その個人の体調によっても受けられない、接種のあれもあると思うのですけれども、見繕って、大体ほとんど受けている状態であるということであれば安心できるかなと思うのですが、その辺の感覚はいかがでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 ありがとうございます。接種率なのですけども、その実施対象が、やはり2カ月から5歳未満ということで、長いものですから、なかなか対象者が出ないということで、接種率が出せないという状況であります。乳幼児健診のたびに予防接種の状況を確認しております。95%ぐらいの割合で、ほぼ受けられております。接種期間が短いもの、どうしても逃してしまったという方がいらっしゃるのですけれども、その方につきましても、やはり予防接種は自分を守るという意味合いもありますけれども、社会を守る、社会から感染を守るという意味合いもありますということで、自費になりますけれども、任意でお願いしますということで、接種のほうをお勧めさせていただいています。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 それと、ちょっと質問なのですが、中には四種混合、二種混合、余り影響を及ぼさないやつを同時に接種するというやつでしょうけれども、こういうのというのは、改めて混合された中の特定な菌が後で悪さをして、それが効いたとか、効かなかったとかという事例は今までないのですか。四種混合をこの回数入れていけば、一生大体発病しないでも済む状態というあれなのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 四種混合なのですけども、乳児期から7歳半までに4回接種してくださいということで、とにかく回数をこなしていただければ、接種の間隔はあいてしまうにせよ、回数はこなしてくださいというお話はしています。やはり免疫のつき方が個人によって違うのだそうですが、日本は割と予防接種事故にしてもそうなのですけども、すごく安全性の高い接種の方法、諸外国と比べると、すごく安全性の高い接種方法で行っているのですけれども、やはり免疫が少し落ちてきますよということで、二混のほうを小学校6年生で追加ということをさせていただいていますので、ほぼ回数をこなしていただければ、基礎免疫ができていくということで、かかっても重症化しないという意味合いで済むと思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ということは、お子さんに対する予防接種については、母子手帳等へ記録を残しながら自己管理していったって、できれば回数をこなしていただくという方向で指導いただいているという認識でよろしいかなと思います。

あとは、高齢者に対するインフルエンザの予防接種と、あと最近ですと、肺炎球菌の予防接種というのがございますけれども、インフルエンザですと57.2%で、肺炎球菌のほうで46%ということで、接種率が出ております。これも体力が落ちた状態で重症化しないための予防接種だとは思っているのですが、なかなかあれですか、先ほどの健康診断ではないですけども、接種率を上げるというところでは、やはり工夫が必要になってくるわけですか。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 高齢者肺炎球菌につきましても、5歳刻みということで、5年間にわたりまして打っています。任意予防接種の中に高齢者肺炎球菌の助成を行っているものがあるのですが、実は定期のときに、自分が該当になった年に、接種する前に、既に主治医から勧められて接種をされている方がいます。そういう方は、この定期の予防接種の該当になってこないの、もう少し高いのかなという気はいたしております。高齢者インフルエンザのほうにつきましても、例年半分ぐらいです。接種率、期間が決まって

いるものですから、10月から1月ということで期間が決まって、これは1市5町と医師会のほうで期間を決めているのですけれども、個別通知を出して勧奨しているところでございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 インフルエンザについては、その流行期がありますので、その流行する前、毎年でも打たなくてはいけないのかなと思っているのですが、肺炎球菌については、これは1回打てば、大体耐性は5年ぐらいもつものなのですね、計算上は。

○小森谷幸雄委員長 山岸係長。

○山岸章子健康推進係長 とりあえず国の定期接種の該当が1回ということです。肺炎球菌の予防接種は5年以内に打ってしまうと、副反応が強くなるという報告があるようでございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ということは、1回打っておけば、そこそこの抵抗力はついた状態で最期までいけるということですね。わかりました。ということは、高齢者で罹患で、病院のほうへかかっている方も多いかと思しますので、これは町からの通知のみでなくて、お医者さんにかかったときに受けていますかという確認を依頼して、受けていないようであれば勧めていただくと、薬を飲んでいない人はほとんどいない状態かなと思しますので、そのほうが話が早いのかなと。役場に来るより病院に行くほうが数は多いと思しますので、ぜひその辺で接種率を上げていただいて、体、今健康づくりもしていただいて、体力づくりもしていただいて、ただ体の中にウイルスが、悪いものが入ってくると、なかなかそれも利用できませんので、中からも外からも元気ということで、工夫していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 主要施策の47ページなのですけれども、在宅福祉推進事業の次の（1）の緊急通報装置設置の件なのですけれども、これはひとり暮らしの方に対してなのか、それとも高齢者の二人暮らしの方にも、この装置を利用できるのかが1点。

それから、緊急のときということなのですけれども、いろいろな緊急対応があると思うのですけれども、主にどんなときの緊急に使われるのか。そしてまた、この装置を利用して命が助かった方がいるのかどうか。この3点よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 緊急通報装置の件でございますが、まず対象者でございます。対象者につきましては、1点目が65歳以上のひとり暮らしの方、2点目が65歳以上の高齢者のみ世帯……

○市川初江委員 2人でもいいわけね。

○小野寺昌幸介護高齢係長 はい。最後、3点目ですが、日中独居になる65歳以上の方……

○市川初江委員 昼間ね。

○小野寺昌幸介護高齢係長 はい。昼間独居、例えばご家族の方がお仕事等ででかけてしまい、日中お一人になる65歳以上の方、以上3点が対象者となっております。

引き続きまして、2点目のご質問ですが、緊急通報装置につきましては、内容でございますが、ボタンを押すと、館林の消防本部につながります。消防本部では、誰がボタンを押したかという情報が既に登録され

ておりますので、そこでいわゆる無線のような形でお話をすることができます。そこで状況を確認いたしまして、ご本人様からの応答がない場合につきましては、救急車で出動するという内容になっております。

3点目の命が助かった事例でございますが、昨年度につきましては、緊急通報装置を利用された方につきましては14件ございました。うち病院に搬送された方につきましては12件でございます。ただ、残念ながら2名の方が既にお亡くなりになっていたという事例がございました。それはご本人様が押したということではなく、ご近所の方ですとか、ヘルパーさん、訪問介護員さんが自宅を訪れたときに反応がないということで、緊急通報装置を押したということで、そういった事例が2件ございまして、含めて14件ございました。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 そうなのですね。ご利用して病院に搬送されたり、助かる人もいるのでしょうかけれども、ひとり暮らしだと、自分が体調がおかしくなった場合、押せないですね。うちの親戚のおばさんも亡くなってしまったのですけれども、だからベッドに上ろうかなという形で亡くなっていた。ですので、本当にこの辺が大変、ちょっと助かる命も、ひとり暮らしというのは、本当に助からなくなってしまうのだなと。夜どなたかが帰ってきて一緒にいれば、またその方が押すとかできるわけですが、おぐあいが悪くなった当人が押すということは、もう不可能だなというふうに、あのとき私も思ったのです。ですので、ひとり暮らし、孤独死、なかなかなくなるのではないかなと思うのですけれども、この辺の対応はどのようにまたお考えなのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 緊急通報装置につきまして補足をさせていただきます。

装置につきましては、電話の脇に置く装置とペンダント型の装置の2点がございます。主にペンダントにつきましては、いわゆる寝床のベッドにくくりつけておく、もしくは枕元に置くということで、すぐに押せるという仕組みにはなっております。先ほどおっしゃられたとおり、本当の緊急事態になったとき、電話口まで行くというのは非常に難しいことだと思っております。ですので、緊急通報装置につきましては、電話のそばに置く装置とペンダント型の装置2点がございます。

また、それ以外のひとり暮らしの方の対応につきましては、ひとり暮らし高齢者等訪問事業を板倉町では実施しております。女性の職員ですが、2名の臨時職員がひとり暮らし、または日中独居になる世帯、さらにはご要望のあった高齢者のみ世帯にお伺いをいたしまして、お話を聞かせていただきましたり、あとは異変が起きた場合には、こちら私たち介護高齢係及び地域包括支援センターのほうにご連絡をいただき、早期に介護、医療につなぐという仕組みを現在行っております。

参考までになのですが、昨年度、対象者ですが、366人の方、訪問が合計1,328回、電話が547回、1日平均安否確認ということで、9.64人の方に安否確認をしております。お1人当たりの対応回数ですが、年間になってしまいますが、年間お1人当たり5.4回ということで、1人当たりの最大の対応回数でございますが、1年間で68回になります。ということで、全ての方の孤独死等を防ぐことは難しいとは思いますが、板倉町につきましては、ひとり暮らし高齢者等訪問事業にて高齢者福祉のサービス以外のところをフォローしているという状況でございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 市川委員。

○市川初江委員 今お聞きしまして、大変手厚い対応をしてくれているのかなということで安心いたしました。何かみずほ会などもお弁当を月に1回お届けしているわけですが、そういうときに出てこないの
で上がってみたら、ベッドの下で亡くなっていたという、飯野の方ですけれども、大分前なのですから、
ありましたよね。ですから、本当に見守りというのは、全ての人、牛乳配達人から新聞配達、郵便局とか、
全てみんな、住民みんなで見守りをしてあげないといけないのかなというふうに思います。役場が中心に
なって、みんなを巻き込んで、少しでもひとり暮らしの孤独死が少なくなるように頑張ることが大事な
なと思います。

また、今お聞きしたのですけれども、電話のところに置くのとペンダント、ペンダントはいいかなという
ふうに思います。苦しくなっても、そこでペンダントをぱっと押せば通じるわけでしょうから、一人でも通
じれば、しゃべらなくても来てくださるわけですので、もしかしたら命が助かる可能性もあるのかなと思
います。ペンダントのほう、夜寝るときは必ずペンダントをつけて寝るようにという指導もしていただければ
ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野寺係長。

○小野寺昌幸介護高齢係長 ご助言ありがとうございます。ペンダントにつきましては、過去の事例ですが、
首につけておきまして、寝返りをしたときに押してしまったという事例がございます。実は、それで押して
しましますと、ペンダントは消防本部と直接お話ができませんので、救急車が出動してしまいます。です
ので、私たち業者と設置に行くときにつきましては、ペンダントにつきましては、枕元に置いてください
ということで、お話をさせていただいております。それも無用な救急車を呼ばないという一つの参考という
ことで、お話をさせていただいております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 いいですか。

○市川初江委員 いいです。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

〔何事か言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 ほかはないですか。よろしいですか、二巡目ということで。

では、青木委員。

○青木秀夫委員 主要施策の国民健康保険のところの2ページ、その世帯数……

〔何事か言う人あり〕

○青木秀夫委員 2ページね。そこに国民健康保険事業の概要というのがあって、ちょっと疑問に思った
のは、世帯数2,494世帯とあって、4番のところに課税世帯数というのが2,675世帯とある。その右側に91世
帯というのは、その内訳なのか、これは別で、これもカウントするのか。そうすると、これは数が合わない
のだよな。課税世帯のほうが増えてしまっているのですけれども。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 こちらの世帯数につきましては、1番の世帯数なのですが、こちらは国民健康
保険のシステムで管理をしている異動ですね、3月末での異動数というのが、3月末現在の世帯数が出て

おります。その4番の保険税の賦課世帯数なのですが、これは3月末ということではなくて、これは戸籍税務課のほうで平成29年度の賦課当初の世帯ということで、その辺で世帯数のずれが、要するに基準となる基準日というのですかね、それが違いまして、そこで世帯数とずれが出ているというふうな、そういうことになります。

○小森谷幸雄委員長 わからないよね。

○青木秀夫委員 わからない。それにしても随分ずれがあるね。そのほかに世帯数の中には非課税世帯というのも入っているの、これは。2,494に、非課税世帯。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 こちらは非課税世帯は、軽減対象世帯数のほうに含まれているかと思います。

○青木秀夫委員 軽減のほうに入っているのか。

○小野田裕之保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 非課税の人も。

○小野田裕之保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 その1,300の中に非課税世帯というのものもあるのだ。

○小野田裕之保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 非課税世帯って、ちなみに何世帯ぐらいあるの。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 その世帯数の中身につきましては、ちょっと今詳しい資料がございませんので、後で答弁させていただきます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いいですよ。ほかにこの2ページでちょっと聞きたいのは、被保険者分の人数というところがあるでしょう。入院件数、高額療養費件数とか、この件数というのは、カウントはどういうふうにしてカウントするの、これは。月に1回、例えばレセプトが来るでしょう。そうすると、1週間に3回、5回行っても1件というカウントをするのかしらね、この件数。歯科の8,496件とかって、そういうのがありますけれども、どういうカウントの仕方をするのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 この件数の合計につきましては、国民健康保険団体連合会、群馬県の診療報酬の審査等をお願いしているところがあるのですけれども、そこで毎月診療報酬に基づきまして、ここにあります入院とか、入院外、そういったここに出ている区分に応じまして、各件数が、その診療月ごとに出てきております。それについて、1年分ですね、3月診療から2月診療の1年間なのですが、それを各区分ごとに一般分、退職分というふうに足し上げたものを、ここにちょっと掲載をさせていただいているというふうなものでございます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 言っている意味がわからないのだ。私が聞いているのは、この件数、1件のカウントは、月に1回小野田さんなら小野田さん宛てのレセプトが来るでしょう。それを1件と言っているのかね。そうでないと勘定が合わないのだよ、これは。そうすると、大体月に5,000万円、板倉町にレセプトが来れば年

間6万枚だから、そうすると、これは大体7万9,000円というから。だから、1カ月に3回も5回も行って、その人が3カ所の診療機関に行くと、10回も13回も行っている場合もあるわけだ、医者に。そうすると、それも1件という数え方ね。診療報酬、レセプト1カ所、1つつ来るでしょう。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 レセプト1件につき1カウントというか、1件というふうなカウントです。

○青木秀夫委員 ということね。それはわかった。

それと、もう一つ、高額療養費というのが1億8,000万円なのだけれども、ばかに少ないなと思うのだけれども、先ほど荒井委員が聞いたC型肝炎だけでも平成28年度で52名で1億3,400万円というのだから、この人は高額医療のほとんど対象になっているはずだよね。そういうことだよ。そのほかの人は余りいないということかな。1件で500万円とか、600万円なんていう人もいるとあってあるでしょう、そういう例が。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 高額療養費につきましては、今回C型肝炎の服薬者の方の分が、ほとんどなのかなというふうには思っております。この内訳ですけれども、ほかに高額入院等がかかっている方もいらっしゃると思いますが、高額療養費のほうは、今回この1億8,000万円というふうな数字の中で、そのC型肝炎の方がほとんどであって、そのほかの方は、それなりに少ないというふうなことだと思います。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 もう一つ、最後に。この高額療養費の1億8,000万円と国保の決算書の3ページを見てください。3ページの保険給付費の高額療養費2億200万円と載っているのですけれども、この数字も誤差があるよね。退職者を足したって合わないぞ。退職者319万7,000円しか載ってないもの。いいわ。時間ないから、後で調べておいてください。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 わからないのでは聞いてもしようがないから。後で、数字だから、これは。中のカウント違い、計算違いかもしれないから、後でいいです。

○小森谷幸雄委員長 小野田係長。

○小野田裕之保険医療係長 先ほど青木議長がおっしゃっていた額なのですからけれども、1億8,000万円と退職分の319万7,000円ですけれども、それは5ページの支出済額を見ていただくと、1億8,400万円というふうに出ているかと思うのですが……

○小森谷幸雄委員長 もう一度。

○小野田裕之保険医療係長 はい。

○青木秀夫委員 どこのページを見るの。

○小野田裕之保険医療係長 予算現額のほうで、先ほど……

○青木秀夫委員 5ページ、何も載ってないよ、これ。どこを見ているの。

○小野田裕之保険医療係長 決算書です。決算書の5ページを見てください。そこの支出済額というのが、ちょうど高額療養費のところをたどって右に行ってくださいますと、1億8,446万9,039円……

○青木秀夫委員 私の間違いでした。済みません。ほかの資料を見ていたので、申しわけないです、それは。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

○青木秀夫委員 わかりました。済みません。

○小森谷幸雄委員長 ご理解いただいたそうですので。

○青木秀夫委員 申しわけないです。ほかのこと、わからないところは、ちょっと調べておいて。お願いしますね。

○小森谷幸雄委員 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 なければ、審査のほうを終了させていただきますので、ご了承ください。

担当課の皆さん、大変長時間にわたりましてありがとうございました。委員の皆さんも大変お疲れさまでした。

ここで休憩にいたします。

休 憩 (午後 2時52分)

再 開 (午後 3時15分)

(5) 総括質疑及び委員会採決

- ①認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- ②認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ③認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ④認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ⑤認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(6) その他

4. 閉 会

○出席委員（12名）

小 森 谷 幸 雄	委員長	市 川 初 江	副委員長
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
本 間 清	委員	亀 井 伝 吉	委員
島 田 麻 紀	委員	荒 井 英 世	委員
今 村 好 市	委員	延 山 宗 一	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
鈴 木 優 教 育 長
落 合 均 総 務 課 長
根 岸 光 男 企画財政課長
峯 崎 浩 戸籍税務課長
山 口 秀 雄 環境水道課長
橋 本 宏 海 福 祉 課 長
小 野 寺 雅 明 健康介護課長
伊 藤 良 昭 産業振興課長
高 瀬 利 之 都市建設課長
多 田 孝 会 計 管 理 者
小 野 田 博 基 教 育 委 員 会 長
伊 藤 良 昭 農 業 委 員 会 長

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長
川	野	辺	晴 男	庶務議事係長
福	知	光	徳	行政安全係長兼 議会事務局書記

○小森谷幸雄委員長 それでは、再開をさせていただきます。

本委員会へ付託されました、平成29年度の各会計の決算認定について3日間をかけて審査してまいりました。

執行部の皆様におかれましては、丁寧なご説明、また各委員の細部にわたる質疑に対しまして、ご答弁をいただきました。慎重な審査ができたと思っております。大変ありがとうございました。

これからは各会計の総括質疑、また委員会採決となりますので、委員各位、執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、各会計の総括質疑を行います。

なお、個別事業につきましては、十分に審査をいたしておりますので、平成29年度各会計の決算全般についての質疑としてください。

初めに、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ございますでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 平成29年度予算、一般会計の総括質疑ということで、ちょっとやりたいと思います。

これは町長にお聞きしますけれども、平成29年度予算をつくるときに、当初予算編成方針の中で10項目挙げています。それは町長の基本政策ということなのですから、その基本政策につきましては、他の事業より優先的に予算を配分して実施するということだったのですけれども、例えば10項目、庁舎建設とか、子育て支援とか、健康増進、それから企業誘致、産業振興、平地観光、合併協議、そういった10項目でした。この平成29年度を一応振り返りまして、例えばその中で学校給食の無料化を初めとしまして、子育て支援の取り組みですか、それら私も評価すべき点としてあると思います。

ただ、その基本政策を踏まえた具体的な事業を実施していますけれども、平成29年度中に完結する事業もあります。継続される事業もあると思います。完結した事業については、例えば単年度において、その目的に照らし合わせて成果があったかどうか出てきますよね。ただ、継続事業については、これから数年見なければわからない点もあると思いますけれども、ただ今回の一連の町長の基本政策に基づく事業につきましては、もし課題があるとすれば、どんな課題があるのか、肝心なことで結構なのですけれども、少なくとも決算については、次年度の予算編成に関係してきますので、その辺のもし課題がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 まず、最初に押さえておいていただきたいというのは、これは抜けないという項目ですね、重点事項というのは。だから、例えば予算が大きくついていても、わずかな予算でも、これは何が何でもやりつけなくてはならないという、そういう意味での重点ということでもあります。それを踏まえて、ご承知のように、例えばニュータウン事業等々については、企業誘致等は、それなりに進んでいるのかなと思いますが、例えば住宅の販売ですね、そういったものについても含めて、もう20年ずっと経過をしてきているわけでありまして、さりとてこれでよいという状況でもないことは、ご承知のとおりであります。

それに対して、では大きな予算を突っ込んでという活動をしたのかということもあろうかと思いますが、とりあえず一生懸命やるということも含め、県との調整を図りながら、予算もどの程度必要なのかというこ

とも含め、検討しながら重点事業の中にも多分入っていたと思いますが、現状としては、住宅販売のほうがやはり非常に苦心をしている、あるいは商業誘致、そこら辺も準工ということで、例えば線路沿いの、トライアルは出店をしたわけでありますが、より幅広く誘致ができないかとか、住宅販売については、過日の担当課からの取り組みの状況も聞いたと思うのですが、一応でき得る範囲のことは県にも強く要請をしておりますし、しかし結果としては、年々逆に言うと、努力に反比例するように結果が出ないというようなことに対しては、今現在も苦慮しているし、諦めるわけにもいかないし、どういう模索をしていけばいいのかということで、例えば担当課から卸売分譲とか、いろいろな方法も含め、あるいは福祉関係に外交を強めようとか、いろいろな指示もしておるわけでありまして、近隣の情勢等も鑑みながら、その模索をしているということで、これは板倉町にとって最も大きな課題でありますから、引き続き、たとえ来年予算をどのくらいつけるかは別として、そういった方向性で来年も再来年もきっと重点事業になっていくだろうというふうに思っております。

それらのほかのものについては、おおむね思っているようなペースで進んでいるのかなというような面は感じておりますが、逆に指摘をしていただいたほうがありがたいと思うのですが、具体的に、10項目のうち、これはどうなのだというようなことでですね。

以上でよろしいですか。

[何事か言う人あり]

○栗原 実町長 ご指摘というか、腹案というか、そういったものでもあればですね。知恵をおかりしたいと。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 確かに今、町長がおっしゃったニュータウン事業ですか、住宅、それは当然これから優先課題で、やるべき課題でしょうし、あとやはり要するに板倉に住んでいてよかったという部分で、あとは外からの人で、板倉をいかに魅力ある町、そういった部分をやはりいろいろ発信ではないですけども、やるべきだと思うのです。そうしますと、やはり大きな一つの核は、子育て支援とか、例えば健康増進であるでしょうし、あと教育ですか、医療も含めてですけども、そういった部分を今後優先的に、重点的にやっていただけたらという感じがします。

○小森谷幸雄委員長 答弁ございますか、よろしいですか。

[何事か言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

今村委員。

○今村好市委員 平成29年度の決算審査に当たって、私感じたことを総括質疑としていたしたいと思います。

まず、第1に感じたことは、平成29年度の事業全般を見て、ある部分なのですけども、特に庁舎建設、大きな事業でありますので、これが行政間の手続の問題で遅れてしまったということについては、やはり町も今後行政運営していく中で大事なことだというふうに思いますので、その辺については、再度遅れた理由といひましょ、そういうものについても再度検討し直すということが必要かなと思います。特に行政間の手続でありますから、県についても、町についても、行政としてはプロ集団がお互い手続をやるわけですので、それが許認可が遅れたために庁舎建設、例えば庁舎建設が、着工が2カ月遅れてしまったと。結果的

には4カ月完成が遅れるという事態が発生していると。

もう一点は、町道整備事業でニュータウン内の道路が、やはり予算を決定しておきながら、用地の問題が、どうもうまく調整ができず、やむなく繰り越してしまったという事業もありますので、これも手続上の問題がやはりあって、事業が遅れて繰り越しをせざるを得ないという結果が出てしまいましたので、こういうことについては、一般町民、素人が行政手続をするのと違いますので、お互いプロ同士が行政手続をやるわけですから、やはり予定どおり、きちんとやれるのが普通でありますので、それに伴って予算執行ができなかったり、事業が遅れたりというのは、やはり問題がどこかにあるのかなというふうに思いますので、その辺は再度、細部についてチェックをする必要があると。特に事務処理上の問題については、副町長、その辺については、どう判断して、今後どう対応していくのか、お願いしたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

○中里重義副町長 お答えします。

まず、庁舎の関係でございますが、県庁建築課との開発協議、これはこれまでも何度かお答え、説明をさせていただいておりますが、確かに行政間ということではありますけれども、やはり許可権者からの要求等、やはり我々が想定をし得なかったというようなところもございました。そういったことで、やはり複数回の協議が必要になったということが現実でございました。そういったことで、実際委員から指摘されたような遅れが生じてしまったということでごさいます、これについては、我々としても反省をいたしております。今後町の事業として、やはり開発等の手続が必要なものにつきましては、鋭意遅れの出ないように配慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ニュータウン内の町道の整備事業の繰り越しの関係でございますが、これにつきましては、現在の朝日野2丁目でごさいます、ちょうど旧海老瀬一飯野線、旧道を、板倉川の右岸側を本郷のほうへ向かう、あの部分でごさいます、いわゆる旧県道の買収地、これは県の当時の土木部が買収した部分、それからニュータウン事業の用地として企業局が買収した部分、それと一部東武鉄道の鉄道敷、この3者間の用地が、整理がついていたということで、最初企業局との用地買収の協議手続にかかったところでごさいます、法務局の公図等を再度確認したところ、分筆の手続の段階で法務局のほうから用地の形状、地形が違っているという指摘がありまして、その用地の整理をするという必要が生じてまいりました。同じ群馬県ではございますが、土木部と企業局、それぞれ所管が違います。それから、そこに東武鉄道の鉄道敷も一部かわっておりまして、この3者間の協議で時間を要したというのが現実でございます。

したがって、企業局と町では、ずっとニュータウン事業は、言い方は悪いかもしれませんが、一蓮托生ということで進めてきた事業でございますので、2者間であれば、そんなに時間を要しなかったのかなというふうには思っておりますけれども、やはりそこに土木部、それから東武鉄道がかかわってきたということがございまして、用地の確定、それから権利の整理、そういったものに時間を要してしまったというのが現実、現状でございます。

そのほかの部分につきましては、特に今後ニュータウンの中での、そういう用地の整理については問題は生じてこないのかなというふうには思っておりますが、委員も当時、仕事に携われた方でございますので、あの部分の用地の複雑さについては十分ご理解をいただいているのではないかなというふうに思っております。そういったことで、場所的には本当に海老瀬一飯野線と東武鉄道が交差する踏切の、そのすぐそばでござ

ございましたけれども、そういった状況があって、遅れたということが現実でございますので、その点をご理解いただきければというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 いいですよ。遅れるのは構わないのだけれども、いったん調整をするという段階において、やはり開発行為にしても、さまざま手続にしても、素人がぽんっと出す話ではないので、やはり事前調整的なものが当然あるわけですから、出してしまってから、あれも足りない、これも足りない。それで認可が遅れてしまうという、そういうことではなくて、やはり事前に調整をして、お互い行政間でありますので、その辺の調整は事前にちゃんとやっておくべきというふうに私は思います。だから、指摘をしておきます。

もう一点、あそこの地形なり、登記関係だとか、現地と合わないとかというのは十分承知はしているのですけれども、そんなものは当然解決した上で道路整備計画が町の予算にのったものと理解しておりますので、あけてみたら解決してなかったよという、これはお粗末な話でありますので、その辺はきちんと調整すべきと。知っているから調整をすべき。

それと、もう一点は、今まではニュータウン事業区域内については、基本的には事業者である企業局が道路にしても公園にしても整備をして、町に移管をして町が管理するという形態をとっておったのですが、あそこの道路だけ、なぜ企業局は町が用地まで買収して事業費ものせてやらなくてはならないという、その辺がちょっと基本的な協定がどこかでずれてしまったのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○小森谷幸雄委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 その件について、今の区域内の用地買収まで町が銭を出してということは、事実、結果的には、そうになりましたね。当然今までの経緯も踏まえて担当を派遣したり、強い交渉をさせたつもりであります、やはり今日のニュータウンの実態、あるいは企業局の20年間の変遷の中で、どうしてもこちらへということで、やむなく町民の要望というか、そういう実情に合わせて町長の最終的な判断でやむを得なかったというのが言いわけというか、経緯でございまして、当然今までこの区域は一切ちゃんと企業局が、そういう責任もあるではないかと、相当厳しいやりとりを副町長まで出向かせてやりとりをしという経緯が一つはございました。

それから、先ほど中里副町長のほうから申し上げた経緯ももちろんあるわけですが、今村委員の指摘のとおり、今回庁舎建設、あるいは国道354号の進捗の関係、あるいはちょっと飛びますが、農地転用の関係とか、いずれも県が絡んでいる事業が、どうしてもスピードが遅い、あるいは計画どおり、こちらが期待しているような返事がなかなか来ない。

その最たるものが、いわゆる企業誘致はいずれにしても、まずはいわゆる住宅地の販売等々についても全然熱意がないというような、過去私も、管理者も何人かかわっていますが、いつとき、県がそんなに勝手なことを言うのであれば、町は困らないから、困るのはどっちですかと。やはり共存共栄を図るために町も一生懸命力をかしますから、ぜひ一步でも二歩でも進ませていただきたいというような直接お会いする機会も何回ももちろんありますので、最近、今の企業局の管理者も、栗原町長、言うことはわかっている。でも、私もかつてニュータウンにいたのだから、思いはわかっているから、わかっているぐらいで、正直言って逃げられてしまうみたいな感触を最近私も持っていますので、このところ、いよいよであれば、例えば国道

354号とて、あとわずかあれだけですから、私は主観的にイメージでは三、四年ぐらいは現状で、その後開発をされるのかなというイメージは持っていますが、それは私個人のイメージですので、県の言わんとするところは、交通量が増えればと。だけれども、交通量が増えればというけれども、知事はもう言っているのではないかと、4車線開通したと。少なくともゴルフ場の入り口までは県の責任なのですよ。もっと言えば、前町長の家の方岐点までは4車線で来る。開通したって言っているのに、この状況は何ですかと。だから、一方の意見としては、4車線にすれば、さらに交通量も増え、いわゆる利用率、あるいは利用効果もさらに上がるという意見もあるので、何とか一日でも早くということは常々言ってきています。

それで、そういう何となくイメージが湧いていますので、政治力的なものでも、最近は川野辺県議にも、申しわけないけれども、県議ということで、ある意味では、それが政治力というのは、場合によると、幸か不幸か悪い結果が出る場合もありますから、我々が一生懸命やっているのに横のほうから力を持っている人を入れ込んでとか、そんなことも考えながら、でもやむを得ず川野辺県議には、こういった形で骨を折っていただきたいという、当然あなたの仕事のうちの一つでもありますよと。あるいは笹川代議士はいかがなものかという感じはしますが、そういった政治力でもしないとだめなのかなと。あるいはこの間も、もう3回ぐらい続けて言っているのだけれども、行ったほどには、ちゃんと言ってこいと。知事とお会いしたときに、企業局に幾ら言っても話が思うようにいかないの、知事、お忘れですかというような。そのところは、まだ事務方にそういう動きが、町長、もう少し待ってこれみたい。

だから、知事に、極端に言うと、直訴をしてまででもという気持ちは、私自身は持っているのですが、指摘のとおり、いろいろな面で、農地の転用についても、県の合同会議のときに農地転用が非常に面倒であると。地元の不動産屋からも県に対しての悪評を漏れ聞いているので、いかがか考えるかと。そしたら、その次の日には太田の土木が権限を持っている、謝りに来たというか、どういうことで、町長、そう感じるのだとか、いろいろなことで、私も時には憎まれながらということで、県の職員とも、時には面を悪くするような状況も含め、それを自分なりに考えながら、できるだけ強く交渉もしながら、かといってけんか状態みたいになってしまってもまずいということも含め、自分でも対応していますし、そういうことで、ここ2回ぐらい行きたんぴ、町長がもうしびれを切らして、知事と時々行き会うから、東毛から出た知事で、板倉のことをまさか忘れていないのかいというようなことぐらい言ってこいということで、冗談の範囲内で言ってきているのは言ってきているのだと思うけれども、ということで、ご指摘のところについて、うまくいっていないというよりも、県との認識のずれなのではないかな。こちらが、これだけ困っているのにね。だから、まだ圧力が足りないといえば圧力をかけますが、ただ圧力のかけ方によっては、恨みが出るとまずいなというようなことも事務方に言われているものですから、ということで、答えになったかどうかわかりませんが、ほぼご指摘のところは事実であります。政治力でもどうしたんべね。今村委員、川野辺県議の幹事長なのだから、骨折ってもらいたいのだ。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 それはやれることはやります。いずれにしても、予定したものが予定どおりいかなかったという部分については、やはりお互いに反省をして、どこが悪かったのかということで、やはり県の事業も町にいっぱい入っていますので、その辺はそれなりに対応していかないと、やはりお互い張り合ってしまうと対応してしまうとまずいので、よろしくお願いします。気づいたところありますので、今後の行政運営

についても、その辺はどこか頭に置いて運営していただきたいというふうに思います。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

青木委員。

○青木秀夫委員 この間の決算審査で企画財政課にもちょっとお願いしたのですが、この決算の数字のあらわし方、財政の見方について、ここでまた町長も含めてお願いしたいと思うのですが、この決算書を見ますと、数字の上で実質収支額 7 億 300 万円とかと、ここに出ているわけですよ。ただ、これを見ただけだと、この 7 億 300 万円というのは、一体どういうことなのかというのは、この中身のいろいろな附属書類も含めて、全てを集合して合わせれば結果はわかるのでしょうか、ただこれだけだと非常にわかりにくいと思うのです。収支額にしても実質収支額だとか、単年度収支額だとか、単年度実質収支額だとか、いろいろなあらわし方があって、それは一体何をあらわすのかとなると、ただこれを見ただけでは、なかなか行政用語としてわかりにくいので、私いつも思っているのですが、やはり財政収支で一番わかりやすく、財政の中身が判断というか、分析できるのは、簡単な、よく言われている基礎的財政収支というやつです。プライマリーバランス、プライマリーバランスと新聞とか、マスコミ用語では使っていますが、基礎的財政収支であらわすと財政の単年度の実態、今の財政が好転しているのか、あるいは悪化しているのか、あるいは現状維持しているのかと。だから、それは単年度ではわかりませんよ。5 年とか、10 年とか、それをつないでいけば、今の板倉町の財政というのは、傾向としては好転しているのか、あるいは悪化しているのか、現状維持なのかということなのです。

例えば参考までに、この間も企画財政課に聞いたのですが、この実質収支、平成 29 年度 7 億 300 万円というのも、プライマリーバランスを出す算式が最近何か変わったとかと、この間説明を受けたのですが、二、三年前の古い算式で、私の計算でいくと 7 億 300 万円は、これは計算すると、平成 29 年度はマイナス 1 億 6,000 万円なのですよ。赤字ですよ、マイナス 1 億 6,000 万円だ、これは。では、参考までに平成 28 年度はと聞きますと、私の数字では約 8 億円ぐらいの基礎的収支というか、プライマリーバランスは赤字になっていると。企画財政課の算式では 1 億 8,300 万円の赤字だと、そういう説明があったわけ。では、これを来年度の予算から推計すると、来年度ですよ。いや、今年度、今年度。庁舎建設とか、そういったものがあるから、これは赤字になるのは当たり前なのですよ。どのぐらいの赤字になるのですかと聞いたら、マイナス 8 億円ぐらいだよな、基礎的財政収支では赤字になるだろうという説明があったわけですが、そういうのを出さないと、これは非常にわかりにくいと思うのですよ。ただ、実質収支 7 億円といっても、これで何を判断するのと。

その 7 億円の収支の中には、収入の中に借金も入っているわけね。それから、町債、借金も入っているわけ。自分のお金を、定期預金からおろした金も収入で上げているわけ。現年度の繰越金も入っているわけ。それは平成 29 年度の収入ではないわけですよ。だから、平成 29 年度の収入で平成 29 年度の支出が賄えたかどうかというのが、その基礎的財政収支のあらわし方だと思うので、これは一番すっきりしているわけ。それは赤字であるということは、その赤字の部分は貯金からおろしたのか、借金で賄ったのか、黒字であれば、その黒字はどうなったかといえ、基金に積み立てたのか、普通預金というか、一般の歳計現金に積み立てておくのか、そういう形でわかりがいいと思うので、そういう単純なもの、これは併記してあらわすよう

にしないと、ただ7億円と、ここへ出ていても、7億円って、これは何なのだろう。ただ、余っているお金かなと。余っているお金、自分も借金して金が余っているのは、これはプラスではないですからね。だから、そういうのを実質収支というような形であらわすだけではなくて、わかりやすく、プライマリーバランスで基礎的財政収支であらわすと非常に簡単なのだよね。わかりいいですよ。国なんかも、そういうのをやっているよね、今は。ぜひそんなものを含めて、今度財政のほうで、この決算のときの数字をあらわすときに、そんなものを含めて中身を説明しながら簡単に出してもらおうとわかりいいかなと思っているので、この前も根岸課長にお願いしたのですけれども、もう一回、どうですか、お答えいただけますか。

○小森谷幸雄委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 私から。基本的には、この予算書というのは、この間もきっとそんな答弁もしたと思うのですけれども、財政が専門にわかる人たちきり配らないという前提に立っているわけです。言いかえれば、ここにいらっしゃる方はプロだということも含め、全体で200冊か、300冊きり刷りませんから。国や県や、これがちゃんと読める方々に、当然読めるだろうということで、国の基準に従って、様式にのっとってやっているわけですので、でも今言われたように一般の町民の皆さん方なんかには非常に難しい見方になるだろうと。

したがって、過去わかりやすい予算書ということで、実質収支比率とはどうかとか、かみ砕きながらやったのですけれども、それも必要ないだろうなんてこともあったので、今年は、とりあえずは、今のところ、私はくらしのこよみは毎年、毎年あんなものは発行する必要はないだろうと。むしろ、予算と決算は毎年変わっていくのですから、むしろこれのほうが重要だろうという考え方をずっと押してきているのですけれども、議会の皆さんは理解をしていただけるかもしれませんが、私の論理にです。区長会なんか行くと全然、お荷物、ごみなんていう扱いをさせていただきますので、わかりやすい予算書も今年は4月号にぐっと本当に圧縮して、何ページかにして配布したと。あとは暮らしの便利帳みたいなものを新しくつくるということで、すけれども、来年度の、これにはそれは併記できないと多分思っています、どこの町も基本的には様式ですから。

ということで、町民の皆さん用に、やはりちょっとかみ砕いて、そんなに量をつくらない4月号か、いわゆるそういう適当な時期に、今言われたようなこともわかりやすく説明を加えるということも含めて対応を私はすることでよろしいかなと。これそのものが、だってお役所とか、上位機関とか、隣の町とか、各自治体、お互いが持ち寄っている、そういうことですから、そのほかの答弁は副町長にさせます。

○小森谷幸雄委員長 だから、青木委員は、今後のことをお尋ねしていますので、その件について、今後こうしたい、ああしたいということを答弁をお願いします。

○栗原 実町長 4月号にそういった方向性で対応、これについてはできないと思います。

○小森谷幸雄委員長 だから、別冊、別紙でね、そういうことでしょ。

○青木秀夫委員 ちょっと待って。別紙で難しいことではない。たった、数行で済むことですよと、そんなこと。ページ数なんか1ページも要らないような……

〔何事か言う人あり〕

○青木秀夫委員 そうすると、いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○青木秀夫委員 いいですか。行政用語というのになれていないし、一般の企業会計だと、これは損益計算書とか、何だとかといって非常にわかりいいのですよ、企業会計というのは、実態が。だけれども、自治体会計というのは、これは金もうけでやっているわけではないから、お金が出ていっても、損とか得とかということはないわけですよ。庁舎をつくったから、何か利益が出るか、出ないのですよ、あんなもの。だから、非常にわかりにくいので、だけれども、少なくとも金の、財政の中の内容が健全か、あるいは不健全か、好転しているのか、あるいは後退しているのか、現状維持なのかというのは、そのぐらいのものはプライマリーバランスというのでやればわかりがいいのですよ。

あんな言葉だって、国だって始まったのは20年ぐらい前からですから、昔からやっているわけではない。この実質収支額というの、どこの自治体もこれはやっているのだから。これを直せなんて私は言っていない。これはこれで全国共通で長年なじんできているわけだから、これと違った数字を出せというのではない。基礎的財政収支で示すと、財政の実態は、こうなのですよということも、誤解を招かないように付記するぐらいなところで、そんな難しいことを言っているわけではないわけ。本当に5行か6行か、場合によっては半ページぐらいなもので、簡単に示せるわけですよ。だから、そういうものをしてやったほうが、我々だってわかりにくい。なかなか全体の資料から見たら、分析すれば読み取れるのだと思いますよ、これはいろいろなあっちこっち載っているのは。それを簡単に、難しく、複雑にするとわかりにくくなってしまうから、簡単に数行の言葉で済むことで出すとわかりいいから、どうですかと私は提案しているのです。

○小森谷幸雄委員長 栗原町長。

○栗原 実町長 さっき言いましたように公式の歳入歳出決算書で書式が決まっておるから、だからこういう形で出していますが、今言われたことは、こちらでやれば、ちょっと対応は可能だろうと、いわゆる別冊というかね。そういったことで、よりわかりやすく。一番困りますのは、よりわかりやすく、よいわかりやすくというと、町民全部がわかりやすくするように分厚くなってしまいうわけですね。だから、今、青木委員の言った範囲内であれば、十分……

〔何事か言う人あり〕

○栗原 実町長 町民の皆さんだって多分わかりづらいと思っていますから、来年の新しい予算書等々につけるときに、そういったものも含めて対応していきたいと。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、そんな難しいことではない。よく新聞なんかで用語解説なんてありますがね。これは、こういうことなのですよと、その下に板倉町のプライマリーバランスは今こういう実態になっているのですよと。これを見ると、わからないわけですよ。恐らく去年なんか8億円ぐらいの赤字なのですよ、プライマリーバランス。だから悪いと言っているのではないですよ、わかっているのだから。庁舎建設が関係するので、単年度でいくと基礎的財政収支で赤字だと。だけれども、板倉町、私20年ぐらいずっと決算書を見ているけれども、平成27年、28年まではずっと黒字なわけですよ。積み上がってきたわけ、内容がよくなってきたわけ、改善されたわけ。今のところは、ここ二、三年、庁舎建設とか、何かいろいろ八間樋橋をやったとか、そういうものがあって、支出が多いから、別に赤字が悪いというわけではないのですよ。お金をため込めばいいというわけではないですがね。使うためにためるのだから。

例えばですよ、みんな誤解しているでしょう。トヨタ自動車だって、日本で一番借金している会社はトヨ

タ自動車ですからね、日本の企業で。20兆円借金しているのですよ、日本一ですがね。2番目がソフトバンクですよ。だから、トヨタ自動車は、借金王なのだけれども、それを使ってうまく運営しているわけだから。何も貯金すればいいというものではないですし、あるものは使えばいいのだから、別に赤字を私は心配しているわけではないので、そういうものをちょっとした言葉で説明を加えておかないと、私は逆に誤解を招くというのだ。あるのではないか、あるのではないかと思われるのではないかと思って、私は逆に心配しているのだ。

○小森谷幸雄委員長 青木委員に申し上げますけれども、一応行政側は受け取った中で、今後そういったものを別紙のこういった中で説明をしていきたいという答弁をされているのですが、それ以上はないのでしょうか。いいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○栗原 実町長 いやいや、難しいということではないですよ。実態を知らせるのが我々の役目ですから。

○小森谷幸雄委員長 町長がおっしゃったように来年度以降については、別冊で、この決算書には添付はできないけれども、別紙のほうで、その内容をご説明しますということで、答えをいただいていますので、これでこの件については打ち切りをしますが、よろしいですか。

○栗原 実町長 私どものほうはよろしいですよ。

○小森谷幸雄委員長 青木委員、よろしいですね。

○青木秀夫委員 はい。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 では、質疑なしというお声でございますので、質疑を終結いたします。

認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

す。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めます。

よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして総括質疑及び委員会採決を終了いたします。

なお、認定第1号から認定第5号までの審議決定は、9月14日、本会議の最終日に行います。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 では、以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会とさせていただきます。

大変長時間にわたりましてありがとうございました。

以上で終わります。

閉 会 （午後 4時01分）